

熊本県林地開発許可制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び第10条の3の規定に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発行為地 開発行為の場所をいう。
- (3) 開発区域 開発行為に係る事業区域のうち、土地の形質変更を伴う区域の全てであって、森林のほか、農地、宅地、道路等を含む当該区域の全体をいう。
- (4) 開発しようとする者 開発行為の許可を受けようとする者をいう。
- (5) 申請者 林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出した者をいう。
- (6) 開発行為者 開発行為の許可を受けた者をいう。
- (7) 防災施設 洪水調節池、えん堤、沈砂池、よう壁、排水施設の各施設をいう。
- (8) 防災工事 防災施設の設置に係る工事をいう。
- (9) 本体工事 防災工事以外の工事をいう。
- (10) 施工管理 開発区域内の工事の施工にあたり、許可した計画に適合するための管理（写真管理含む）をいう。
- (11) 開発行為の中止 開発行為完了前に防災措置及び緑化が適正に実施されたとえで、開発行為の実施を一時中断し、かつ、当該開発行為者が再開する意思のあるものをいう。
- (12) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に防災に係る措置及び緑化が適正に実施されたとえで開発行為の続行を取り止め、かつ、当該開発行為者が再開する意思のないものをいう。
- (13) 広域本部長等 広域本部長をいう。ただし、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては、所管の地域振興局長とする。
- (14) 広域本部林務課長等 広域本部林務課長をいう。ただし、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局林務課長、阿蘇地域振興局管内にあっては同局林務課長、球磨地域振興局管内にあっては同局森林保全課長とする。
- (15) 是正指導 法第10条の3の規定に該当する違反事案に対する中止指導、復旧指導の総称をいう。

(遵守事項)

第3条 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては法令及び許可条件を遵守しなければならない。

- 2 開発行為者は、当該開発行為地内において、工事に着手してから開発行為が完了し、第17条の知事の確認を受けるまでの間、開発行為地外への土砂崩壊、土砂流出、落石等を生じさせることがないように、万全の予防対策を講じなければならない。
- 3 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては自らの責任において施行し、かつ、その管理責任を負うものとする。開発行為者の指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発行為についても、同様に開発行為者がその責任を負うものとする。

- 4 知事は、開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に反する開発行為を未然に防止するため、関係市町村等と連携し、林地開発許可制度の趣旨の徹底に努めるものとする。

(河川管理者等との協議)

第4条 開発しようとする者は、開発区域内に調節池等を設置し河川に放流する計画を有するときは、あらかじめ河川管理者等に協議するものとする。

- 2 河川管理者等と協議しようとする者は、河川管理者等協議依頼書（別記第1号様式）を次に掲げる担当課長に提出するものとする。
 - (1) 開発区域面積が5ヘクタール未満の場合、所管の広域本部林務課長等。
 - (2) 開発区域面積が5ヘクタール以上の場合、所管の広域本部林務課長等を経由して森林保全課長。

(地域住民等への説明)

第5条 開発しようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、地域住民等に説明を行い、当該地域住民等の意見及び要望等を収集するものとする。

- (1) 林地開発行為の対象区域及び土地の利用計画その他基本的事項
 - (2) 林地開発行為に係る防災計画及び植栽計画
 - (3) 第3条第1項、第2項及び第3項に規定する遵守事項
- 2 地域住民等への説明の方法は、原則として住民説明会の開催によるものとする。ただし、開発しようとする者の責に帰すことのできない理由により、当該住民説明会を開催することができない場合は、地域住民等に対する前項各号に掲げる事項に関する説明資料の提供その他の方法により地域住民等への説明とすることができるものとする。
 - 3 開発しようとする者は、住民説明会を開催するにあたって、適切な日時及び場所を設定し、当該住民に対して周知するものとする。なお、前項ただし書による場合には、地域住民等から意見及び要望等の聞き取りその他の方法により収集するものとする。
 - 4 開発しようとする者は、第1項に基づく説明を実施した後に、地域住民等の意見及び要望等に対する見解や対応方針を明らかにした説明結果概要書（別記第2号様式）を遅滞なく広域本部林務課長等に提出するものとする。

(利害関係者等との協定の締結)

第6条 開発しようとする者は、当該開発区域に関係する地域住民を含む利害関係者等がいる場合においては、その者またはそれを代表する者と書面による協定を締結するものとする。

ただし、第7条に基づく申請に先立ち、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年条例第61号）に基づき環境影響評価手続を行った場合は、協定の締結を省略することができる。

(許可の申請)

第7条 開発しようとする者は、林地開発許可申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。なお、複数の開発を実施するにあたり、個々の開発面積が政令第2条の3に規定する開発の規模（以下「開発規模」という。）を超えない場合、又は複数の開発の一部が既に許可を受けている若しくは開発行為が完了している場合であっても、人格、時期、場所等からみて、開発行為として一体性があると認められ、その合計面積が開発規模を超えるときは、当該開発行為全体で許可を受けなければならない。

- 2 前項の林地開発許可申請書及び添付図書は、「林地開発関係書類作成基準（別記1）」に従って作成しなければならない。
- 3 開発しようとする者は、開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合を除き、第4条の協議を完了したうえで、本条第1項又は第16条第1項に定める申請書を提出するものとする。
- 4 申請者は、許可を受ける前に申請を取り下げるときには、遅滞なく、林地開発（変更）許

可申請取下書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

（設計・審査基準）

第8条 知事は、前条第1項及び第16条に定める申請があったときは、法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、「林地開発許可設計・審査基準（別記2）」（以下「設計・審査基準」という。）に従って審査するものとする。

（標準処理期間）

第9条 林地開発許可申請書を受理してから許可するまでの標準処理期間は、80日とする。ただし、熊本県の休日を定める条例（平成4年6月18日条例第56号）第1条第1項に規定する休日を除く。

（標示板の掲示）

第10条 開発行為者は、当該開発行為地に林地開発行為標示板（別記第17号様式）を掲示しなければならない。

2 前項の標示板は、工事着手前に掲示し、開発行為が完了し、第17条の知事の確認に係る通知を受理するまでの間、掲示しなければならない。

（工事着手の届出）

第11条 開発行為者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、林地開発行為着手届出書（別記第18号様式）を知事に提出するものとする。

2 林地開発行為着手届出書には、次の資料を添付するものとする。

- (1) 開発行為責任者、工事施工者、現場代理人、主任技術者及び連絡表を記載した現場組織表に施工体系図を添付したもの。
- (2) 設計・審査基準に定める施工順序に沿った工程表。

（施工管理）

第12条 開発行為者は、許可を受けた開発行為について、設計・審査基準に基づき適切に施工することとし、工事の実施に当たり、「林地開発許可施工管理基準（別記3）」に基づき、出来形管理及び写真管理を行わなければならない。

（防災施設の先行設置及び段階確認の実施）

第13条 開発行為者は、防災施設を設置した後でなければ、本体工事（本体工事に係る立木伐採を含む。）に着手してはならない。

2 次の各号の開発の段階には、速やかに林地開発行為段階確認届出書（別記19号様式）を知事に提出し、段階確認を受けなければならない。

- (1) 防災施設に係る立木の伐採完了のとき
- (2) 防災施設の箇所ごとの設置完了のとき
- (3) 前2号の段階確認を受けた後、造成工事が完了したときで工作物や施設の設置前

（施行状況報告）

第14条 開発行為者は、工事に着手してから開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を調査し、その結果を林地開発行為施行状況報告書（別記第20号様式）により知事に報告しなければならない。

2 前項の調査は、毎年3月末日現在で行い、報告書を4月20日までに提出するものとする。

3 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する開発行為は、前項の報告に加え、毎年7月末日現在で調査を行い、8月10日までに報告書を提出するものとする。

(履行状況調査)

第15条 知事は、前条第2項及び第3項の報告書が提出された場合、それぞれ5月末日及び8月末日までに履行状況の調査を行うものとし、開発行為者は当該調査に協力しなければならない。

なお、調査において災害の発生のおそれがあると認められた場合は、開発行為者は知事と協議を行なったうえで、速やかに対策を講じなければならない。

(開発行為の計画の変更)

第16条 開発行為者は、当該開発行為の計画を変更する場合は、林地開発変更届出書（第21号様式）により、あらかじめ知事に届出を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる計画の変更を行う場合にあつては、林地開発変更許可申請書（別記第22号様式）により、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- (1) 開発行為の目的を変更するとき。
- (2) 開発行為に係る森林の面積が、10ヘクタールを超えるものにあつては1ヘクタール以上の増、10ヘクタール以下のものにあつては、当該面積に対する割合が1割以上の増のとき。また、許可又は変更許可を受けたときから、面積を増加した合計が5ヘクタールを超えるとき。
- (3) 防災施設を廃止又はその構造及び位置を変更するとき。ただし、防災施設の能力を維持又は向上する場合を除く。

(開発行為完了の届出)

第17条 開発行為者は、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（別記第23号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

2 開発行為者は、前項の規定により知事の確認を受ける場合は、現地で立ち会うとともに、必要な資料の提出又は必要な措置を行うことを求められたときは、これに従わなければならない。

(開発行為部分完了の届出)

第18条 開発行為者は、次の各号の全てに該当する場合は、林地開発行為部分完了届出書（別記第24号様式）を知事に提出し、その確認を受けることができるものとする。

- (1) 当該開発行為が申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、部分完了確認をする区域が、その工区等の区域の全部であるとき。
- (2) 部分完了確認をする区域の残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が当該許可申請の内容及び許可条件のとおりなされているとき。
- (3) 部分完了確認をする区域及び周辺地域に対し土砂の流出等の災害の発生のおそれがないように措置されているとき。

2 前項の開発行為の部分完了については、前条第2項の規定を準用する。

(開発行為の中止届出、再開届出)

第19条 開発行為者は、当該開発行為を中止する場合には、あらかじめ林地開発行為中止届出書（別記第25号様式）を知事に提出しなければならない。

2 開発行為者は、前項により中止した開発行為を再開する場合には、あらかじめ林地開発行為再開届出書（別記第26号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の廃止届出)

第20条 開発行為者は、当該開発行為を廃止する場合には、あらかじめ林地開発行為廃止届出書（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

2 開発行為者は、前項の規定により開発行為を廃止する場合、必要な資料の提出又は必要な措置を行うことを求められたときは、これに従わなければならない。

(開発行為者の氏名等の変更届出)

第21条 開発行為者は、当該開発行為の完了前に氏名（法人にあってはその名称又は代表者）、又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）に変更が発生した場合は、遅滞なく、林地開発行為代表者等変更届出書（別記第28号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 なお、売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為の権原を承継したことによる代表者の変更を行う場合については、あらかじめ林地開発行為代表者変更事前申出書（別記第29号様式その1）を知事に提出したうえで、変更後遅滞なく、林地開発行為代表者変更届出書（別記第29号様式その2）を知事に提出しなければならない。

(開発行為に係る地位の承継の届出)

第22条 当該開発行為の完了前に相続又は合併等（以下「一般承継」という。）の事由により当該開発行為者の地位を承継した者（以下「一般承継人」という。）は、遅滞なく、林地開発行為一般承継届出書（別記第30号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 当該開発行為の完了前に売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為に係る土地の所有権その他開発行為を施行する権原を承継（以下「特定承継」という。）する場合、承継しようとする者は、あらかじめ林地開発行為特定承継事前申出書（別記第31号様式その1）を知事に提出するものとし、承継した者（以下「特定承継人」という。）は、変更後遅滞なく、林地開発行為特定承継届出書（別記第31号様式その2）を知事に提出しなければならない。

(災害発生時の応急対策)

第23条 開発行為者は、当該開発区域内において、災害が発生し、かつ、周辺地域に影響を及ぼす場合は、直ちに必要な応急措置を講じ安全を確保しなければならない。また、開発行為者は、速やかに林地開発行為災害発生届出書（別記第32号様式）を知事に提出するとともに、開発時に説明した地域住民や協定締結者等へ状況を説明しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第24条 広域本部長等は、法第10条の3の規定に該当する違反事案の疑い又はおそれのある林地開発行為を発見し、又は市町村若しくは住民等から通報を受けたときは、速やかに調査及び確認を行うものとする。

- 2 広域本部長等及び農林水産部長は、違反事案であると判断した場合、当該林地開発行為を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、是正するよう指導するものとする。
- 3 知事は、違反行為者が是正指導に従わない場合は、法第10条の3の規定に基づく監督処分（中止又は復旧命令）を行うものとする。
- 4 知事は、開発行為者が、開発許可に付した条件に違反し、前項の監督処分に従わない場合は、許可を取り消すことができるものとする。
- 5 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づき認定を取得または取得予定のもと行う林地開発行為に対し、本条第2項、第3項及び第4項による文書指導、監督処分及び許可取消しを行った場合は、知事は九州経済産業局及び林野庁に対し速やかに情報提供するものとする。

(許可を要しない開発行為)

第25条 法第10条の2第1項に基づく許可を要しない開発行為について、同項第1号及び第3号に規定する国又は地方公共団体及び省令第5条に規定する事業を行おうとする者（以下「地方公共団体等」という。）は、政令第2条の3に定める規模を超える開発行為をしようとする場合は、あらかじめ林地開発行為協議書（別記第33号様式）により、知事に協議（連絡調整）しなければならない。

- 2 前項の協議書には、別記1の資料を添付しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、第1項の規定により協議したことを遵守し、適正な開発行為を実施しなければならない。
- 4 地方公共団体等は、当該協議に係る工事に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手報告書（別記第34号様式）を知事に提出するものとする。
- 5 地方公共団体等は、林地開発行為協議結果の通知を受けた後に、開発行為の計画を変更しようとするときは、林地開発計画変更届出書（別記第35号様式）を知事に提出しなければならない。
- 6 地方公共団体等は、当該開発行為が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了報告書（別記第36号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出先等）

第26条 省令及びこの要項の規定により知事に提出する申請書、届出書又は協議書とその添付資料（以下「申請書等」という。）は、所管の広域本部長等を経由して提出しなければならない。なお、開発に係る森林の区域が複数の市町村にまたがり、行政管轄区域を異にする場合は、開発に係る森林面積の主たる区域を所管する広域本部長等を経由することとする。

2 申請書等の提出部数は、原則として次の各号に定めるところによる。ただし、開発区域が複数の市町村にまたがる場合等は、その数に応じて部数を追加して提出しなければならない。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 林地開発許可申請書及び林地開発変更許可申請書一式 | 正副2部及び写し1部 |
| (2) 前号に掲げる申請書以外の書類一式 | 1部及び写し1部 |

（事務処理の方法）

第27条 この要項に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行日前に許可された開発行為（この要項の施行前に許可され、施行後に変更許可された開発行為を含み、施行日前に当該行為の全部又は一部が完了した箇所に限る。）について、第12条、第13条、第17条及び第18条における確認の基準については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

林地開発関係書類作成基準

第1 用語の定義及び解説

この基準で用いる主な用語及び定義は、要項第2条第1項によるほか、次によるものとする。

1 地域森林計画対象民有林（5条森林）

法第5条に基づき知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林をいう。

注記1 地域森林計画対象民有林は、土地登記簿上の山林と必ずしも一致しない。

注記2 森林法における「森林」の定義は、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」及び「前述の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」とされ、無立木地や散生地を除外していないため、現況が森林でなくとも地域森林計画対象民有林である場合がある。

注記3 地域森林計画図の区域は、字界及び筆界と必ずしも一致しない。

2 開発行為（要項第2条第1号によるほか、次のとおり）

土石（砂、砂利又は転石を含む。）又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をいう。

注記 「その他土地の形質を変更する行為」とは、具体的な例示は次に掲げるものとする。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

3 開発行為に係る森林

地域森林計画対象民有林（ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。）において、現に開発行為が行われる区域をいう。

注記 地域森林計画対象民有林であっても、許可の対象とならない森林は、次に掲げるものである。開発行為に係る森林から除外し、かつ、他法令等により規制される。

- (1) 法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林
- (2) 法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (3) 海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林

4 開発行為をしようとする森林

開発に係る森林及び当該森林に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地であって、開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。

5 開発行為に係る事業区域

事業を行う区域全体を指し、開発の目的とする事業のため、一体として利用される土地の区域であって、森林のほか、農地、宅地、道路、水路等を含む全体をいう。

6 造成森林

地域森林計画対象民有林において、一時的に土地の形質を変更したうえで、新たに植栽することにより造成する森林をいう。

注記 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

7 造成緑地

地域森林計画対象民有林において、一時的に土地の形質を変更したうえで、草本類等により造成森林以外の緑化を行う区域をいう。

注記 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

8 残置森林

現況のまま保全及び維持管理する森林をいう。

注記1 原則として、地域森林計画の対象とする。

注記2 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

9 その他森林

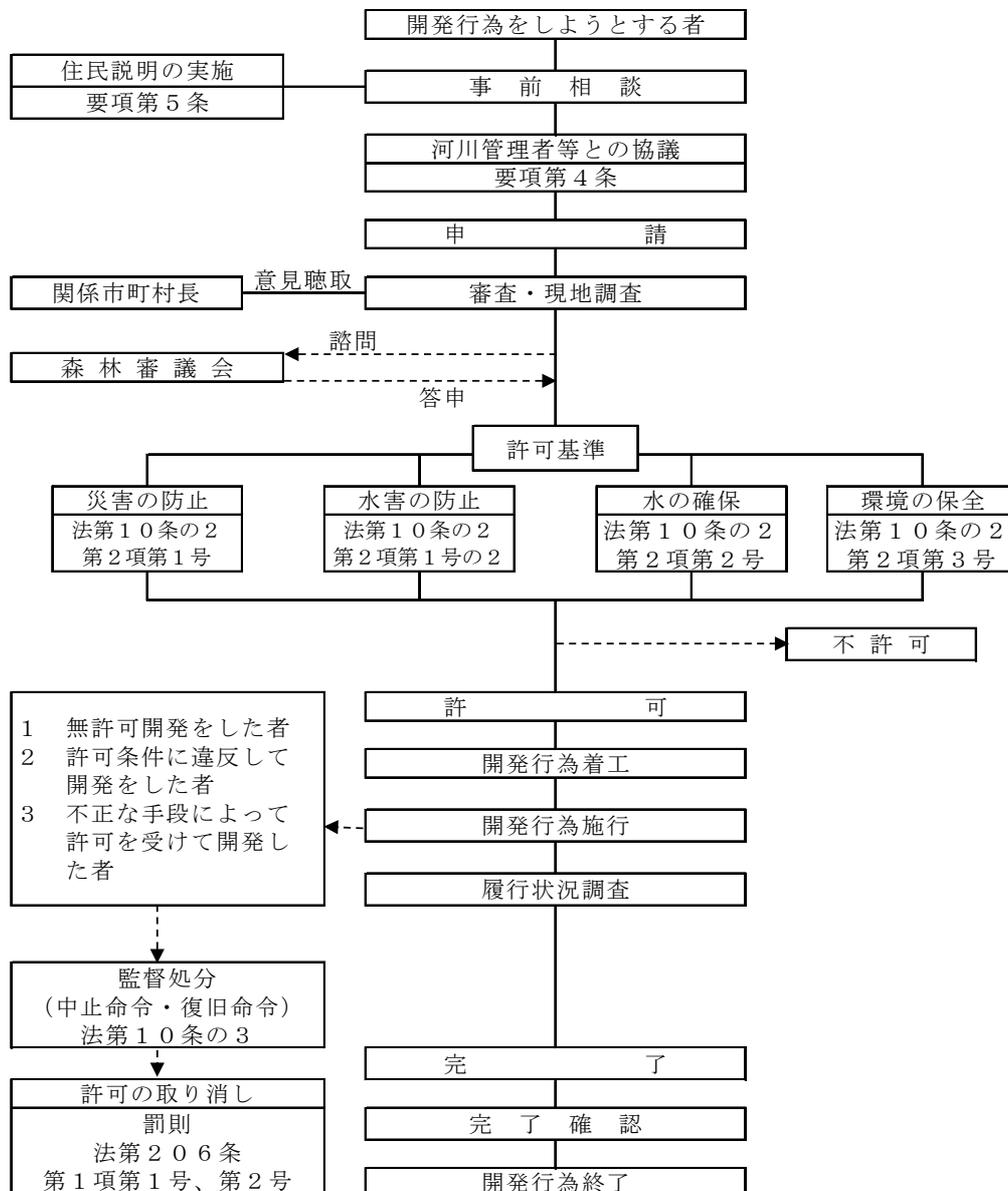
地域森林計画対象民有林であって、土地の形質の変更及び植栽を伴わない残置森林以外の森林（無立木地等）をいう。

注記 木竹の集団的な生育に供される土地と認められ、かつ、やむを得ず事業区域から除外することができないものが該当する。

10 開発区域

要項第2条第3号によるものとする。

第2 林地開発許可制度の概要



第3 申請前手続き書類作成上の留意事項

1 河川管理者等協議依頼書（別記第1号様式）（要項第4条関係）

(1) 明示事項

ア 依頼者住所氏名

共同で開発行為を行う場合は、連名とすること。

イ 開発予定地の所在場所

(ア) 「開発行為に係る森林」の土地の所在場所を記載すること。

(イ) 筆数が多い場合は、代表地番及び筆数（〇〇番ほか〇筆）とし、別紙に地番の数字の若い順とした一覧表を添付すること。

ウ 開発予定地の面積

(ア) 開発行為に係る森林の面積と開発区域の面積を記載すること。

(イ) 面積は実測とし、ヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。

エ 開発行為の目的

設計・審査基準の表-9を参照し、開発目的の種類を記載の上、事業の具体的な内容又は名称を簡潔にかっこ書きすること。

オ 工事設計者

当該工事を設計した者の住所氏名又は名称、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

(2) 注意事項

提出については、要項第4条第2項第1号及び第2号によること。

(3) 添付資料

ア 開発予定地の森林について相当数の権利を有することを証する書類

イ 位置図

ウ 土地利用計画図

エ 現況流域図

オ その他

再生可能エネルギー発電施設の設置を開発目的としている場合、経済産業省の認定通知書の写し等を添付すること。

2 地域住民等への説明結果概要書（別記第2号様式）（要項第5条関係）

(1) 明示事項

ア 実施日時、説明方法及び場所（説明会会場等）

イ 説明者及び説明対象者の詳細

ウ 説明概要

エ 地域住民等の意見及び要望等並びにそれに対する見解及び対応方針

複数の意見や要望がある場合は、番号を付した各要望等について、それに整合した番号を付して対応する見解及び対応方針を記載すること。

オ その他特記事項

他法令等に係る説明会と併せて実施した場合は、その旨記載すること。

カ その他各事項については、第1項「河川管理者等協議依頼書」を準用する。

(2) 注意事項

ア 住民説明会を実施するにあたっては、地域住民等が参加しやすい日時及び場所を設定し、十分な時間的余裕をもって説明の対象者に十分連絡及び周知すること。

イ 説明の対象者（地域住民等）

(ア) 事業区域内の土地所有者

(イ) 事業区域に関係する区域の住民又は自治会等

(ウ) 開発行為により直接影響を受けるその他関係者

ウ イの対象者への説明後、地域住民等から出された開発行為に係る意見及び要望等に対する見解又は対処方法等については、当該説明の対象者に別途周知すること。

(3) 添付資料

- ア 説明に用いた配布資料の写しを添付すること。
- イ 地域住民等との質疑応答の協議録を別途添付すること。

3 利害関係者等との協定書（要項第6条関係）

(1) 明示事項

- ア 協定の締結年月日及び締結者住所氏名
- イ 協定の締結に係る土地の所在場所
- ウ 開発行為の目的
- エ 設計・審査基準第1の6項に規定する項目を含む協定締結の内容

(2) 注意事項

- ア 新規に許可申請する場合は、協定を締結すること。
- イ 当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる地域を含む利害関係者等と公害の防止や環境の保全等を内容とする協定を締結すること。
- ウ ただし申請に先立ち「環境影響評価法」もしくは「熊本県環境影響評価条例」に基づき環境評価手続を実施した場合には、協定の締結を省略することができる。

第4 許可申請（協議）に要する書類一覧

編さん順序	書類名	一時利用	その他	連絡調整	摘要
1	林地開発許可申請書	○	○	—	別記第3号様式
(1)	林地開発変更許可申請書	(○)	(○)	—	別記第22号様式
(1)	林地開発行為協議書	—	—	○	別記第33号様式
2	目次	○	○	○	
3	位置図	○	○	○	
4	現況写真	○	○	○	
5	事業計画書	○	○	○	別記第4号様式
6	工事工程表	○	○	○	別記第5号様式
7	一時利用計画概要書	○	△	—	別記第6号様式
8	土工量計算書	○	○	—	
9	排水施設等計画一覧表	○	○	○	別記第7号様式
10	排水施設等計画流量計算書	○	○	○	
11	洪水調節池等検討一覧	○	○	○	別記第8号様式
12	洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書	○	○	○	
13	残置森林等の管理に関する誓約書	○	○	—	別記第9号様式
14	関係他法令手続き状況一覧表	○	○	—	別記第10号様式
15	関係他法令の許認可等の写し	○	○	—	
16	住民説明等実施概要書の写し	○	○	—	別記第2号様式

17	利害関係者等との協定書の写し	○	○	—	
18	林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表	○	○	—	別記第11号様式
19	土地の登記事項証明書	○	○	—	
20	林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書	○	○	—	別記第12号様式
21	開発区域周辺居住者の同意書	○	○	—	別記第13号様式
22	隣接土地所有者の同意書	○	○	—	別記第14号様式
23	申請者の信用に関する書類	○	○	—	
24	資金計画書	○	○	—	別記第15号様式
25	区域図	○	○	○	
26	現況図	○	○	—	
27	土地利用計画図	○	○	○	
28	用途別求積図	○	○		
29	地籍図	○	○	—	
30	切土盛土計画平面図	○	○	—	
31	計画縦横断面図	○	○	○	
32	流域現況図	○	○	—	
33	排水施設計画平面図	○	○	—	
34	防災施設等設計図	○	○	—	
35	緑化計画図	○	○	△	
36	その他必要と認める書類	○	○	○	

- 1 「○」は各手続きに必要な書類、「△」は必要に応じて添付する書類、「—」は省略できる書類のこと。
- 2 「一時利用」は、設計・審査基準の表9にある開発目的が「土石等の採掘」欄に区分されるもので、施行後に原則として全域を森林に復旧する開発行為をいう。
- 3 「その他」は、許可を要する開発行為のうち、前項2を除いたものをいう。
- 4 「連絡調整」は、法第10条の2第1項に基づく許可を要しない開発行為のうち、同項第1号及び第3号に規定するものをいう。
- 5 正本に添付する書類は、原本とする。

第5 許可申請（協議）書類作成上の留意事項

1 林地開発許可申請書（別記第3号様式）（要項第7条関係）

(1) 明示事項

ア 申請年月日

不備のない又は不備の補正が完了した申請書等について、提出する日付を必ず記載すること。

イ 申請者住所氏名

共同で開発行為を行う場合は、連名で申請すること。

ウ 開発行為に係る森林の所在及び面積

(ア) 筆数が多い場合は、代表地番及び筆数（○○番ほか○筆）とし、別紙に地番の数字の

若い順とした一覧表を添付すること。

(イ) 面積は実測とし、ヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。

(ウ) 開発行為に係る森林面積は、主たる目的となる他法令の許認可がある場合、その許認可区域に即し、かつ、必要最小限度であること。

エ 開発行為の目的

設計・審査基準の表9を参照し、目的を記載の上、事業の具体的な内容又は名称を簡潔にかっこ書きすること。

オ 開発行為の着手及び完了予定年月日

(ア) 着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合、許可申請の場合は「許可の日から」、連絡調整の場合は、「協議が終了した日から」とすること。

(イ) 完了予定年月日は、主たる目的となる他法令の許認可で、別途期間が定められている場合、原則としてその期間に準じること。

カ 備考

当該開発を行うことについて、他法令の許認可処分等を必要とする場合、その手続き状況を記載すること。

キ その他

申請者が代理人による申請を行う場合には、申請について委任したことを証明する委任状を提出すること。

1の2 林地開発変更許可申請書（別記第22号様式）（要項第16条関係）

(1) 明示事項

ア 許可年月日及び許可番号

直近の許可年月日及び番号を記載すること。

イ 変更事項

(ア) 当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。

(イ) 変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

(ウ) 面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。

ウ 変更理由

要項第16条に定める知事の許可を要する変更に至った具体的理由を記載すること。

エ その他の事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

なお、申請者が代理人による申請を行う場合には、申請について委任したことを証明する委任状を提出すること

1の3 林地開発行為協議書（別記第33号様式）（要項第25条関係）

(1) 明示事項

各事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

2 目次

(1) 明示事項

編さん順序及び申請又は協議の添付書類一覧

ア 編さん順序に従い、添付している書類名を記載すること。

イ 省略できる書類を省くときは、申請の場合は「省略」と記載し、協議の場合は記載しなくてよい。

(2) 注意事項

編さん順序に従い、見出しを付けて番号又は書類名を記載すること。

3 位置図

(1) 明示事項

ア 開発に係る事業区域

専ら道路の新設又は改築を目的とする開発行為であれば、線形としてよい。

イ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、5万分の1又は2万5千分の1とすること。

(2) 注意事項

ア 原則として、国土地理院発行の等高線の入った地形図を使用すること。

イ 事業区域は、赤線で囲むこと。

4 現況写真

(1) 明示事項

ア 開発に係る事業区域の全景写真

全景に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域を色分けして明示すること。

イ 部分写真

(ア) 事業区域内の防災施設の設置箇所、残置森林の現況及び放流先河川等との接続状況等の事業に係る各地点について撮影すること。

(イ) 事業区域及び開発に係る森林区域の境界を明示すること。

ウ 撮影年月日

(2) 注意事項

ア 全景は空中写真が望ましい。

イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

(3) 添付書類

各部分写真には番号を付し、それに対応した撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図を添付すること。

5 事業計画書（別記第4号様式）

(1) 明示事項

ア 施設計画の内容

主要な施設の名称及び数量の全体計画を記載すること。例として、土石等の採掘は総採掘量(m³)、土砂等の埋立は総埋立量(m³)、住宅等の造成は戸数及び1区画当たりの面積(m²/戸)、発電施設は発電所数及び発電出力等とする。

イ 施行計画

(ア) 設置施設の内訳欄には、土地利用計画図と一致した施設の概要を記載すること。

(イ) 工事工程欄には、各工種の実施順序を記載すること。

防災工事を先行して設置する計画とすること。

防災施設設置時の県の確認時期を計画すること。

(ウ) 工事使用機械等欄には、工事使用予定の機械の規格及び数量を記載すること。

ウ 事業計画が大規模で長期にわたるものの一部である場合、申請する当該事業計画と全体計画及び期別事業計画との関連を記載すること。

エ 工区区分の内容欄は、1工区ごとに当該開発目的の基準に即して残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が計画された工区に区分している場合は、工区名及び目的区分とその概要を記載すること。また、複数の開発目的により申請する場合は、目的別に記載すること。

オ 土地の利用計画

(ア) 森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、A1及びA2の区分は必要ないため、A欄のみ記載すること。

(イ) 残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、C1及びC2の区分は必要ないため、C欄のみ記載すること。

- (ウ) 工区区分又は適用基準の異なる複数の開発目的別区分を計画する場合は、事業区域全体の計画とは別葉により各工区、各目的別の計画を記載すること。
- カ 事業区域内における森林の現況（地況及び林況）
- キ 特記すべき森林
 - 各規制等区域の所管行政庁等に確認し、該当の有無を記載すること。
- ク 事業区域の位置及び周辺状況
 - (ア) 周辺施設等の状況及び事業の実施により相当の影響与える地域を具体的に記載すること。
 - (イ) 排水先の下流の河川及び水路施設の名称及びその管理者を記載すること。
- ケ 他法令等の許認可状況については、関係する法令等について「該当なし」「許可済」、「申請済」等を記載すること。
- コ 開発行為に係る用地の確保状況
 - (ア) 開発行為に係る土地の権利等の内訳には、開発行為に係る森林の土地につき、申請者が権利を取得又は取得見込みである内訳を記載することとし、合計筆数は申請書の「所在場所」に記載する筆と一致すること。なお、申請者が地権者と地上権設定契約を締結していれば「地上権」、賃貸借契約を締結していれば「賃借権」、売買契約を締結していれば「売買契約」欄に記載することとし、申請者が地権者から同意書等を取得している場合は、「使用同意」欄に記載すること。
 - (イ) 関係権利の内訳には、(ア)以外の関係する全ての権利の権利者から同意を取得し、該当する権利の欄に記載すること。
 - (ウ) 計画を変更する場合は、申請の時点で全ての権利を取得しているものとする。
- サ 開発行為により影響を受ける者の同意等
 - (ア) 周辺土地所有者及び隣接土地所有者の同意を要する開発計画である場合、同意の取得又は協議状況を記載すること。
 - (イ) 申請者が当該開発の実施について地域住民等への説明を行った場合、その概要を記載すること。
 - (ウ) 申請者が利害関係者等と協定を締結している場合、当該協定の相手方及び概要を記載すること。
- シ 事業の資金計画
 - (ア) 資金欄には、収入の部における自己資金（預金）又は融資の別を記載すること。
 - (イ) 調達先欄には、融資の場合の資金調達先を記載すること。
 - (ウ) 事後措置の費用欄には、原状回復等の事後措置を実施する場合に係る費用及びその資金源を記載し、事後措置の費用を積み立てる場合は、資金の積立計画を記載すること。
- ス 事業に係る開発地の維持管理計画

事業実施の期間内における事業地内の維持管理に係る具体的計画を記載すること。林地開発行為完了後であって事業が継続する場合を含む。災害防止対策、緊急対応時の体制、洪水調節池及び沈砂池の浚渫等防災施設の管理、その他地域住民等と協議した場合は、その項目を盛り込むこと。
- セ 災害の防止に関する事項

設計・審査基準に基づき各項目を記載すること。
- ソ 水害の防止に関する事項

洪水調節池を設置する計画である場合、設計・審査基準に基づき記載すること。
- タ 水の確保に関する事項

事業区域内に水源を直接依存する者がいる場合、その水の確保に係る措置等を記載すること。

チ 環境の保全に関する事項

(ア) 環境保全の方針欄には、騒音、粉じん等の著しい影響の緩和や貴重な動植物の保護、景観（特に市街地、主要道路等からの景観）の維持等の環境保全に係る方針を記載すること。

(イ) 開発区域内の森林等の計画内容については、残置し又は造成する森林若しくは緑地の保全管理又は造成の計画を設計・審査基準に基づき記載すること。

ツ その他の事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

6 工事工程表（別記第5号様式）

(1) 明示事項

ア 工種

必要に応じて、様式以外の工事（整地造成工事、道路工事、建築工事その他工事）の種別を細分化し、記載すること。

イ 工種ごとの期間

(2) 注意事項

ア 各工種別の実施時期及び期間は、線又は棒状の表示とすること。

イ 防災工事を優先した施工計画にすること。

ウ 開発行為が、大規模、かつ、長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画及び期別の工程表を分けて作成すること。

エ 防災施設設置時の県の確認時期を明示すること。

7 一時利用計画概要書（別記第6号様式）

(1) 明示事項

ア 利用場所

一時の利用に供する区域内の地番を記載することとし、筆数が多い場合は、代表地番及び筆数を記載すること。

イ 利用目的

ウ 利用面積内訳

利用の全体面積と開発行為に係る森林部分の面積を、区分ごとに上下二段書きにする

こ

と。

エ 利用期間

開発行為が、大規模、かつ、長期にわたる計画の一部である場合は、全体の期間及び当該申請する期間を併記すること。

オ 利用計画の概要

当該森林の一時的な利用に係る具体的な計画内容の概要を記載すること。

カ 利用後の原状回復方法

原状回復工事について、施設の撤去、跡地埋め戻し、法面の保護並びに客土、植栽樹種及び単位面積あたりの本数を含む植栽方法等の具体的な方法を記載すること。

(2) 注意事項

ア 工事期間中、開発行為に係る森林区域を一時的に利用し、原状回復する場合に作成すること。

イ 必要に応じて、利用計画及び回復計画の図面（平面、断面、構造等）を添付すること。

8 土工量計算書

(1) 明示事項

切土量、盛土量、捨土量

(2) 注意事項

土地の形質変更を伴い、土砂の移動が生じる場合、添付すること。

9 排水施設等計画一覧（別記第7号様式）

(1) 明示事項

ア 排水施設番号

排水施設等計画流量計算書及び排水施設計画平面図と照合できるように番号を付すこと。

イ 排水施設等計画流量計算書の結果

(2) 注意事項

排水施設等計画一覧における排水施設及び導水路は、排水施設計画平面図と一致させること。

10 排水施設等計画流量計算書

(1) 明示事項

水路断面又は標準図、雨水流出量、排水施設の流下能力

(2) 注意事項

ア 事業区域内の排水施設毎に、マニング式を用いて作成すること。

イ 排水断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。

11 洪水調節池等検討一覧（別記第8号様式）

(1) 明示事項

ア ネット地点の流下能力

イ ネット地点の雨水流出量

ウ 洪水調節池の容量、余水吐の流下能力

(2) 注意事項

(1)イは、洪水調節池が不要な場合のみ、ウは洪水調節池を設置する場合のみ記載すること。

12 洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書

(1) 明示事項

ア 計算式

イ 洪水調節池、余水吐、沈砂池等に係る洪水調節容量又は流量の計算結果

(2) 注意事項

ア 放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料を添付すること。

イ 河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する書類及び協議資料一式を添付すること。

13 残置森林等の管理に関する誓約書（別記第9号様式）

(1) 明示事項

ア 開発行為に係る事業区域の面積

イ 残置又は造成する森林又は緑地（残置森林等）の所在場所及び面積

ウ その他の事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

(2) 注意事項

面積等は、事業計画書、土地利用計画図及び用途別求積図と一致させること。

(3) 添付書類

ア 残置森林区域内の土地関係権利者一覧

イ 当該所有権その他残置森林等を利用する権利を有することを証する書類

14 関係他法令手続き状況一覧表（別記第10号様式）

(1) 明示事項

ア 法令等の名称、該当の有無、所管行政庁等及び手続きに必要な書類名

当該事項を確認又は書類を提出した所管行政庁等の機関名及び担当部署を明記すること。

イ 上記書類の提出日及び、各機関での受付日、許認可日

ウ 備考
手続き中である場合、その旨及び他法令等の処分見込を記載すること。

(2) 注意事項

ア 全ての項目について該当の有無を記載すること。

イ 様式に記載のない他法令等の規制がある場合は、必要に応じて欄を追加し、手続き状況を記載すること。

1 5 関係他法令の許認可等

(1) 必要資料

ア 他法令等の許認可処分の決定を証する書類の写し

イ 許認可等された又は予定の範囲が確認できる図面

(2) 注意事項

手続き中のものについては、所管行政庁の受付印のある申請書等の手続き中であることを証する資料の写しを添付すること。

1 6 住民説明会等概要書

第3第2項に同じ。

1 7 利害関係者等との協定書

第3第3項に同じ。

1 8 林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表（別記第1 1号様式）

(1) 明示事項

ア 森林の所在地

土地の登記事項証明書に記載された所在及び地番を記載すること。

イ 地目、面積、権利の種別及び権利者の氏名

申請時点の土地の登記事項証明書の内容を記載する。

ウ 同意の有無

当該権利を取得又は権利者の同意等を取得している場合は、同意の欄に○印を記載する。

エ 備考

当該権利者の同意等を取得している場合、同意書、売買契約書、賃貸借契約書等の同意を確認できる根拠を記載すること。

(2) 注意事項

ア 地番の若い順に綴ること。

イ 開発行為に係る森林の区域内の土地に係る全ての権利（所有権、地上権、地役権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等）について記載する。

ウ 権利者が土地の登記事項証明書の記載と異なる場合には、権利者の氏名欄について当該権利者を上段、登記上の権利者を下段の二段書きにし、備考欄にその事由を記載すること。

エ 計画を変更する場合は、変更が生じた地番及び変更した内容を明示すること。

1 9 土地の登記事項証明書

(1) 必要資料

開発行為に係る森林区域内の全ての土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

(2) 注意事項

ア 発行日が申請日前3か月以内のものとする。

イ 第1 8項「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」の順に綴ること。

ウ 計画を変更する場合は、開発を既に許可されている筆については、土地の登記事項要約書で構わない。ただし、前回許可から登記内容に変更が生じている地番は、土地の登記事項証明書（全部事項証明書）を添付すること。

2 0 林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書（別記第1 2号様式）

(1) 明示事項

ア 同意年月日

イ 森林の所在地

土地の登記事項証明書に記載されている所在及び地番を記載すること。

ウ 権利の種類

該当する全ての権利（所有権、地上権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等）について記載すること。

エ 権利者住所氏名及び押印

印影が、印鑑登録証明されたものと同一であること。

(2) 注意事項

ア 開発行為に係る森林の区域内で該当する権利者の同意書（原本）であること。

イ 太陽光発電施設の設置を目的とする開発について、地権者と契約を締結しているとき、事業終了後の土地利用の計画が立てられており、原状回復等の事後措置を行うこととしている場合には、併せて契約書面に設備の撤去や植栽等の必要な措置を講じる旨を盛り込むこと。

ウ 計画を変更する場合、開発行為を既に許可されている地番については該当する資料の写しで構わない。ただし、前許可から権利に係る事項に変更が生じている地番は、変更した内容に対応した必要書類を添付すること。

(3) 添付書類

ア 同意を要する権利者の印鑑証明書（原本）を添付すること。

イ 当該地番について、地権者と地上権設定契約、売買契約又は賃貸借契約等の契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること。その場合、当該地番に係る同意書及び印鑑証明書は不要となる。

ウ 登記名義人から権利を承継した者がいる場合は、承継人によるア又はイの該当する資料に加え、固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該土地について正当な権利を有する者であることを証する書類を添付すること。

2 1 開発区域周辺居住者等の同意書（別記第 1 3 号様式）

(1) 明示事項

ア 同意年月日

イ 居住（使用）者住所氏名及び押印

ウ 措置条件が設定される場合、その具体的内容

(2) 注意事項

開発の規模、態様により相当の影響があると認められる場合に添付すること。

2 2 隣接土地所有者の同意書（別記第 1 4 号様式）

(1) 明示事項

ア 同意年月日

イ 土地所有者住所氏名及び押印

ウ 所有する土地の所在

エ 措置条件が設定される場合、その具体的内容

(2) 注意事項

ア 開発行為の円滑な実施を担保する資料として、以下の場合に添付すること。

(ア) 隣接土地に粉じん、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の発生による影響が生じるおそれがある場合

(イ) 開発区域と隣接土地との間に適切な規模の残置森林が確保できない場合及び当該開発行為により隣接土地への通行その他に支障を及ぼすおそれがある場合

2 3 申請者の信用に関する書類

- (1) 必要資料
 - ア 個人の場合は、住民票（原本）を添付すること。
 - イ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（原本）及び定款を添付すること。
 - ウ 法人でない団体の場合は、その代表者の氏名、規約、組織運営に関する定めを記載した書類を添付すること。
- (2) 注意事項
 - ア 最新の情報のものを添付すること。
 - イ 法人の登記事項証明書は、全部事項証明書を添付すること。
 - ウ 定款又は(1)ウの書類には、原本証明をすること。

2 4 資金計画書（別記第 1 5 号様式）

- (1) 明示事項
 - ア 提出年月日
 - イ 申請者住所及び氏名
 - ウ 法人の概要
 - 法令による登録等欄には、宅地建築物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録、工業法による登録、採石法による登録、砂利採取法による登録等の適用種類について、登録の年月日及び番号を記載すること。
 - エ 事業収支計算書
 - 工事費のうち防災工事費については、分けて記載すること。
- (2) 注意事項
 - 太陽光発電施設の設置を目的とした申請において、太陽光パネルの廃棄等費用を資金計画書に盛り込む場合には、見積りに基づいて計上することが望ましいが、見積りの取得が困難である場合には建設費の 5%以上を目安に計上すること。資金計画書に盛り込まない場合には、別途積立計画を作成すること。
- (3) 添付書類
 - ア 法令による登録等に係る免許又は登録等を証する書類の写し
 - イ 工事費の内訳明細表又は見積書
 - ウ 預金残高証明書及び融資証明書等
 - 融資をする者が金融機関以外の場合は、当該融資をする者の預金残高証明書を併せて添付すること。

2 5 区域図

- (1) 明示事項
 - ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
 - イ 開発区域及び工区区分
 - ウ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
 - 縮尺は、5千分の1とすること。
- (2) 注意事項
 - ア 最新の地域森林計画図を使用すること。
 - イ 原則として、地域森林計画図に関する情報の電子データを基に作成すること。
 - ウ 事業区域は、赤線で囲むこと。その他の区域は、色分けして表示すること。
 - エ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

2 6 現況図

- (1) 明示事項
 - ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
 - イ 開発区域
 - ウ 事業区域及び周辺の人家、農地、道路、河川、水路、その他公共施設等

- エ 森林法又は他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称
- オ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。
- キ その他の事項は、第25項「区域図」に準ずる。

(2) 注意事項

- ア 新規申請の場合は、相当の外周区域を包括すること。
- イ 計画を変更する場合は、周辺施設等に相当の影響を与えるおそれがない場合は、事業区域内で構わない。また、変更しようとする区域を明示すること。

27 土地利用計画図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
- イ 造成森林及び造成緑地の区域
- ウ その他開発行為の区域
- エ 残置森林の区域
残置森林率の基準が定められている開発行為については、残置森林の林齢が15年生以下の区域を分けて表示すること。
- オ その他森林の区域
- カ その他（地域森林計画対象民有林外）の区域
- キ 開発区域
- ク 防災施設、道路、建設物等の造成施設、その他土地利用計画の位置
- ケ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 各土地利用計画の種別ごとに、色分けして表示すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更箇所を種別ごとに明示すること。

28 用途別求積図

(1) 明示事項

- ア 第27項「土地利用計画図」アからクの区域ごとの面積
- イ アの面積計算の根拠
- ウ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

計画を変更する場合は、変更箇所の面積を種別ごとに算出すること。

29 地籍図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域
- イ 開発行為に係る森林の区域
- ウ 残置森林の区域
- エ 事業区域内及び周辺の土地の地番及び筆界
- オ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 公図により作成すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更区域を明示すること。

30 切土盛土平面図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域及び開発行為に係る森林の区域
- イ 開発区域及び工区区分
- ウ 計画縦横断面図と整合する縦横断の位置
- エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 切土盛土区分を色分けして表示すること。
- イ 必要に応じて、地質調査や土質調査を行い、報告書を添付すること。
- ウ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 1 計画縦横断面図

(1) 明示事項

- ア 切土、盛土及び捨土の箇所
- イ 切土又は盛土をする前後の土地の形状、高さ、勾配、寸法及び地盤高
- ウ 事業区域及び残置森林との境界
- エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名

(2) 注意事項

- ア 断面図は、高低の著しい箇所及び土量の多い場所等について作成すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

(3) 添付資料

土工計画の標準断面図を記載又は添付すること。

3 2 流域現況図

(1) 明示事項

- ア 集水区域及び面積
- イ 開発行為に係る森林の区域、開発区域
- ウ ネック地点の位置、河川、水路等の状況
- エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2万5千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

集水区域は、土地利用の状況に応じて区分し塗り分け、各面積を記載すること。

3 3 排水施設計画平面図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域及び開発に係る森林区域
- イ 開発区域及び工区区分
- ウ 集水区域の位置、番号及び面積
- エ 排水施設等（排水路、洪水調節池、沈砂池、えん堤等）の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長、水の流下方向、放流口の位置・接続状況及び放流先（河川等）の名称
- オ 放流先（河川等）の管理者
- カ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 排水施設の番号は、排水施設等計画一覧及び防災施設等設計図に対応させること。
- イ 集水区域及び排水流路系統別に色分けして表示すること。
- ウ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 4 防災施設等設計図

(1) 明示事項

- ア 施設の規格、寸法、勾配、材料及び名称

イ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名

(2) 注意事項

ア 防災施設等のうち、防災施設は要項第2条第7号のことをいう。

イ 施設の構造図は、原則として平面及び各断面について作成すること。

ウ 各防災施設等には、排水施設等計画一覧及び排水施設計画平面図に対応した番号を付すること。

エ 必要に応じて、地質調査及び土質調査の報告書や設計根拠資料を添付すること。

オ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 5 緑化計画図

(1) 明示事項

ア 開発に係る森林区域

イ 開発区域及び工区分

ウ 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域

(ア) 造成森林については、植栽する樹種、樹高、単位面積(1ha)当たりの本数、客土の厚さ等の植栽方法を明示すること。

(イ) 造成緑地については、法面保護等の緑化方法を明示すること。

エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名

縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

ア 区域は、土地利用の状況に応じて区分し塗り分け、各面積を記載すること。

イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 6 その他必要な書類

提出を求められた場合には、提出すること。

3 7 林地開発許可申請取下書

(1) 明示事項

ア 取下げの理由欄には、申請の取下げに至った具体的な理由を記載すること。

イ その他各項目については、第1項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。

3 8 林地開発許可申請に係る書類のチェック

(1) 明示事項

ア 申請する場合には、下記のチェックシートにより申請者自らが書類の確認をしたうえで、チェックシートも併せて提出すること。

書類名	要項の別記様式	確認項目	確認
全 体		必要な書類及び図面が全て添付されているか。	
		目次の順に編さんされ、書類名又は番号を記載した見出しが付いているか。	
		添付されている書類及び図面は最新の状況のものが使用されているか。	
		日付の必要な書類には日付が記入されているか。	
		必要な記載事項は漏れなく記載されているか。	
林地開発許可申請書	3号	地番が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。 森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一	

		<p>致しているか。</p> <p>別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。</p> <p>所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。</p> <p>面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。</p> <p>関係する他法令の許認可処分及び手続き状況が備考欄に記載されているか。</p>	
林地開発変更許可申請書	22号	<p>変更前後が対比できるよう、上下二段書きになっているか。</p> <p>面積等の数量に変更がある場合、変化量が記載してあるか。</p> <p>地番が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。</p> <p>森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一致しているか。</p> <p>別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。</p> <p>所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。</p> <p>面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。</p> <p>関係する他法令の許認可処分及び手続きが備考欄に記載されているか。</p>	
目次		<p>見出しと一致しているか。</p> <p>編さん順序に従い記載されているか。</p>	
位置図(※)		縮尺は、1/50,000又は1/25,000で、開発行為に係る事業区域を表示(赤枠で囲む)してあるか。	
現況写真		<p>全景を写してあるか(空中写真が望ましい)。</p> <p>事業区域を表示(赤枠で囲む)してあるか。開発行為に係る森林区域を表示してあるか。</p> <p>変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。</p> <p>撮影年月日を記入してあるか。</p> <p>撮影箇所及び撮影方向位置図が添付されているか。</p>	
事業計画書(※)	4号	<p>開発に係る森林の所在場所は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。</p> <p>開発行為に係る森林面積は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。</p> <p>「開発行為に係る森林から除外すべき森林」は、「開発行為に係る森林」の面積等から除かれ、開発を伴う場合は、関係機関と調整が図られているか。</p>	

		<p>「開発行為をしようとする森林」が公益的機能別森林等に該当するか、関係機関に確認のうえ調整が図られているか。</p> <p>土地の利用計画は、「土地利用計画図」及び「用途別求積図」と合致しているか。</p> <p>必要な項目が全て記載されているか。</p>	
工 事 工 程 表	5号	防災施設を先行して設置する計画となっているか。	
一時利用計画概要書	6号	<p>計画は「事業計画」及び「緑化計画図」と合致しているか。</p> <p>原状回復方法には、施設の撤去、跡地埋戻し方法、植栽方法（植栽樹種、樹高、単位面積当たりの本数、客土の厚み等）及び緑化（法面保護等）の方法を明示してあるか。</p>	
土 工 量 計 算 書		切土、盛土等を伴う場合、添付されているか。	
排水施設等計画一覧	7号	<p>降雨強度は、最新のデータを使用しているか。</p> <p>排水施設番号及び排水施設に係る項目は「排水施設計画平面図」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致しているか。</p> <p>安全率は1.2以上となっているか。</p>	
排水施設等計画流量計算書		放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。	
洪水調節池等検討一覧	8号	記載事項が「洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書」と合致しているか。	
洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書		<p>放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。</p> <p>河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する資料が添付されているか。</p>	
残置森林等の管理に関する誓約書	9号	<p>面積は、「事業計画書」土地利用計画の面積と合致しているか。</p> <p>土地所有者一覧表及び権原等の確認できる書類が添付されているか。</p>	
関係他法令手続き状況一覧表	10号	<p>当該開発目的の事業の実施に係る他法令等の許認可に必要な手続きを関係機関に確認のうえ記載され、その手続き状況が反映されているか。</p> <p>全ての項目について、該当の有無が記載されているか。</p>	
関係他法令の許認可等の写し（※）		<p>手続中のものについては、所管行政庁の受付印のある申請書、協議書等の写しが添付されているか。</p> <p>許認可等されたものは、その書面の写しが添付されているか。</p> <p>許認可等された又は予定の範囲が確認できる図面が添付されているか。</p>	
住民説明等実施概要書の写し	2号	新規の林地開発許可申請の場合、添付されているか。	

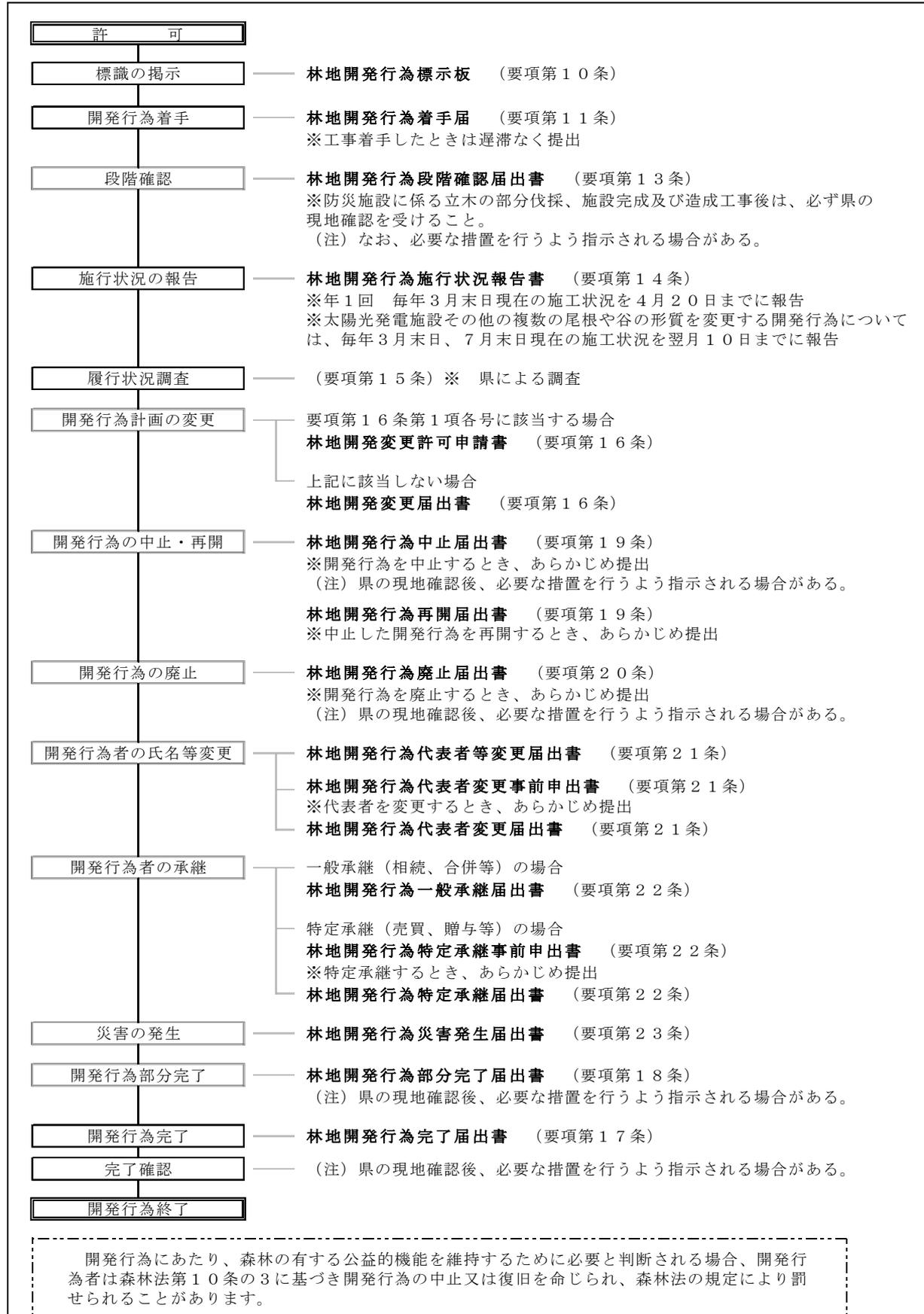
利害関係者等との協定書の写し		環境保全等に関する利害関係者等との間に開発行為に係る協定等を締結しているか。また、当該協定を締結している場合、添付されているか。	
林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表	11号	「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆が記載されているか。	
		地番の若い順に綴られているか。	
		土地の登記事項証明書の権利部（甲区）に権利者として設定されている全ての権利（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）の権利者名が記載されているか。	
		地番は、「申請書別紙一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。	
土地の登記事項証明書		申請前3か月以内のものが「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」の順に綴ってあるか。	
		「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆について添付されているか。	
林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書	12号	「開発行為に係る森林の区域」内において、申請者以外の権利者（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）が存在するとき、新規許可申請の場合は相当数の筆について、その同意書（原本）が添付されているか。	
		上記同意書がない場合、申請者が権利者と交わした契約書等が添付されているか。	
		変更申請の場合は、「開発行為に係る森林の区域」内における申請者以外の権利が存在する全ての筆について、同意書等が添付されているか。すでに許可された筆については、その写しが添付されているか。	
開発区域周辺居住者等の同意書	13号	別記1作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。	
隣接土地所有者の同意書	14号	別記1作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。	
申請者の信用に関する書類		個人の場合、住民票（原本）が添付されているか。	
		法人の場合、法人の登記事項証明書（原本）及び定款（原本証明したもの）が添付されているか。	
		団体の場合、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（原本証明したもの）がついているか。	
資金計画書	15号	収支は一致しているか（収入が支出を上回るか）	
		防災工事費用を記載しているか。	
		預金残高証明書又は融資証明書等が添付されているか。	
		工事費用の内訳書又は見積書等が添付されているか。	

区 域 図		最新の地域森林計画図が使用され、地域森林計画図に関する情報の電子データを基に作成されているか。	
		「事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けして表示されているか。	
		開発行為に係る森林区域は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分となっているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
現 況 図		申請時点の土地の利用が判別できるか。	
		周辺の人家、農地、道路、河川、水路、その他公共施設等が表示されているか。	
		他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称が表示されているか。	
		新規申請の場合は、開発行為に係る事業区域に係る相当の外周区域が包括されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
土 地 利 用 計 画 図 (※)		残置森林、造成森林及び緑地等の位置が色分けして表示されているか。	
		森林率の基準が定められている開発行為については、造成森林と造成緑地の区域を分けて表示されているか。	
		残置森林率の基準が定められている開発行為については、残置森林の林齢が15年生未満の区域をさらに分けて表示されているか。	
		防災施設、道路、建設物等の造成施設、その他土地利用計画の位置が示されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
用 途 別 積 算 図		「事業計画書」の土地の利用計画及び土地利用計画図と合致しているか。	
		「土地利用計画図」における区域ごとの面積の算出根拠が明示されているか。	
地 籍 図		公図により作成され、「事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けのうえ重ね合わせて表示されているか。	
		「開発行為に係る事業区域」内の地番が全て表示されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
切土盛土計画平面図		切土及び盛土の区域が色分けして表示されているか。	
計 画 縦 横 断 面 図		施工前の地盤線、切土、盛土、捨土の法面の形状寸法等が表示されているか。	
		切土、盛土及び捨土の法面勾配等は、設計・審査基準に適合しているか。	
流域現況図		集水区域及び面積、並びにネック地点の位置、河川、水路等の状況が明示してあるか。	

排水施設 計画平面図	「排水施設等計画一覧」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致するか。	
	排水施設等（排水路、洪水調節池、沈砂池、えん堤等）の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長、水の流下方向、放流口の位置・接続状況及び放流先（河川等）の名称が明示してあるか。	
防災施設 等設計図	排水施設等計画一覧に対応する図面となっているか。	
	擁壁、えん堤、洪水調節池、余水吐、沈砂池等の詳細図が添付されているか。	
	集水、排水、導水路等の施設計画については、流末まで導水のうえ、排水処理される構造であることが判別できるか。	
	放流先河川等の接続状況及び名称を明示してあるか。	
緑化計画図 (※)	造成森林部分は、樹種、樹高、単位面積当たりの植栽本数が明示されているか。	
	法面保護の方法が明記されているか。	
その他 必要書類	添付が必要な書類が添付されているか。	

(○：有 ×：無 /：該当なし又は必要なし)

第6 林地開発許可後に要する手続きの概要



第7 林地開発許可後の提出書類

1 提出先

提出先は、林地開発許可申請書を提出した広域本部又は地域振興局とする。

2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数	様式
1	林地開発行為標示板（要項第10条）	—	別記第17号様式
2	林地開発行為着手届（要項第11条）	2	別記第18号様式
3	林地開発行為段階確認届出書 （要項第13条）	2	別記第19号様式
4	林地開発行為施行状況報告書 （要項第14条）	1(2)	別記第20号様式
5	林地開発変更届出書（要項第16条）	2	別記第21号様式
6	林地開発行為完了届出書（要項第17条）	2	別記第23号様式
7	林地開発行為部分完了届出書 （要項第18条）	2	別記第24号様式
8	林地開発行為中止届出書（要項第19条）	2	別記第25号様式
9	林地開発行為再開届出書（要項第19条）	2	別記第26号様式
10	林地開発行為廃止届出書（要項第20条）	2	別記第27号様式
11	林地開発行為代表者等変更届出書 （要項第21条第1項）	2	別記第28号様式
12	林地開発行為代表者変更事前申出書 （要項第21条第2項）	2	別記第29号様式 その1
13	林地開発行為代表者変更届出書 （要項第21条第2項）	2	別記第29号様式 その2
14	林地開発行為一般承継届出書 （要項第22条第1項）	2	別記第30号様式
15	林地開発行為特定承継事前申出書 （要項第22条第2項）	2	別記第31号様式 その1
16	林地開発行為特定承継届出書 （要項第22条第2項）	2	別記第31号様式 その2
17	林地開発行為災害発生届出書 （要項第23条）	2	別記第32号様式

注記1 部数の（ ）の数は、提出を林地開発許可書の条件として付されている場合の数とする。

注記2 提出部数の内1部は正本とし、残りの部数は正本の写しとする。

第8 林地開発許可後の手続き書類等作成上の留意事項

1 林地開発行為標示板（別記第17号様式）

(1) 記載方法

各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。

(2) 注意事項

ア 規格は、おおむね縦80センチメートル、横100センチメートルの大きさとする

こと。

イ 設置場所は、開発行為地内の見やすい場所に掲示すること。

ウ 標識は、工事着手前に掲示し、開発行為を完了し確認を了した旨の通知を受理するまでの間、掲示しておくこと。

エ 計画を変更した場合は、速やかに対応した記載内容に変更すること。

2 林地開発行為着手届（別記第18号様式）

(1) 記載方法

各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。

(2) 注意事項

ア 当該開発行為に着手したときは、遅滞なく本様式により届け出ること。

イ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(3) 添付資料

・施工管理基準に示す施工計画書を添付すること。

・設置した林地開発行為標示板の写真を添付すること。

3 林地開発行為段階確認届出書（別記第19号様式）

(1) 記載方法

ア 以下の開発の段階において提出すること。

(ア) 防災施設に係る立木の伐採完了のとき

(イ) 防災施設の箇所ごとの設置完了のとき

(ウ) (ア)(イ)の段階確認を受けた後、造成工事が完了し工作物や施設の設置前のとき

イ 防災施設ごとに届出書を提出すること。

また、防災施設に係る立木伐採完了の場合は面積を記入する。

ウ その他項目の記載方法については、第6項「林地開発行為完了届出書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

ア 防災施設のうち、調節池施設の設置は、機能が確保された状態(※)をいう。

※ 機能が確保された状態の確認は、幅、深さ、オリフィスの内径、放流管を計画図面と照合することとする。

イ その他の注意事項については、第6項「林地開発行為完了届出書」に準じること。

(3) 添付資料

立木伐採の場合は施工箇所を明示した図面及び状況写真、防災施設設置については施工箇所を明示した図面、出来形図面及び状況写真（全景及び主たる構造物）、造成工事については施工箇所を明示した図面及び状況写真についてそれぞれ添付すること。

4 林地開発行為施行状況報告書（別記第20号様式）

(1) 記載方法

ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。

イ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

ア 毎年3月末日現在の施行状況を、4月20日までに報告すること。

イ 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する開発行為においては、上記に加え7月末日現在の施工状況を、8月10日までに報告すること。

ウ 本様式により、工事に着手してから開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、報告すること。

(3) 添付資料

ア 工事工程表

予定の工程と実施した工程を併記すること。

- イ 施行状況写真（全景及び部分写真）
状況写真に番号を付す撮影位置及び方向を示し、防災施設等の位置及び施工済、施工中、未施工の区域を色分けして明示した土地利用計画図。

5 林地開発変更届出書（別記第21号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 変更事項欄には、当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。
 - (ア) 変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。
 - (イ) 面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。
- ウ 変更理由
要項第16条に定める知事に届出を要する変更に至った具体的理由を記載すること。
- エ その他各項目については、第5第1項の2「林地開発変更許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

要項第16条に基づき同条第1項各号に該当しない場合、本様式によりあらかじめ届け出ること。

(3) 添付資料

第4に規定する添付資料のうち、当該変更に関係する資料の全てを添付すること。なお、設計図書及び図面等は、変更前後が対比できるものであること。

6 林地開発行為完了届出書（別記第23号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 完了年月日欄には、許可を受けた林地開発行為が完了した年月日を記載すること。
- ウ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 許可を受けた林地開発行為の全部についてその開発行為が完了したときは、本様式により遅滞なく届け出ること。
- イ 完了届の提出後、許可の内容に適合しているかどうかの確認（現地立会）を受けること。
- ウ イの確認の結果、必要な資料の提出又は必要な措置を行うよう指示される場合がある。

(3) 添付資料

- ア 開発行為完了（工事の完成）後の状況写真（全景及び部分写真）
 - (ア) 状況写真（全景）については、事業区域内の工事状況全体が把握できる写真に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域及びその他区域を明示したものを添付すること。
 - (イ) 状況写真（部分）については、残置森林、造成森林及び緑地の配置及び保全管理状況、主要な施設及び防災施設の設置状況その他工事状況を把握できる写真に、必要に応じて開発に係る森林区域の境界を明示したものを添付すること。
- イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図

7 林地開発行為部分完了届出書（別記第24号様式）

(1) 記載方法

- ア 部分完了する工区の内容については、工区名、当該工区と一体となる各区域の面積及び部分完了した年月日を記載すること。
- イ 未完了の工区については、上記アの記載に準じること。
- ウ その他項目については、第6項「林地開発行為完了届出書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

- ア 本要項第18条の規定に該当する場合には、本様式の提出により工区の全部について部分完了の確認を受けることができる。
- イ その他の注意事項については、第6項「林地開発行為完了届出書」に準じること。

(3) 添付資料

部分完了する工区について、第6項「林地開発行為完了届出書」の記載に準じること。

8 林地開発行為中止届出書（別記第25号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 再開予定年月日欄には、開発行為を再開する日を記載すること。
- ウ 中止時における開発行為の状況及び進捗欄には、中止時点において既に開発した森林面積、防災施設等の設置状況及び施行計画の全体に対する進捗状況を記載すること。
- エ 中止の理由欄には、中止に至った理由と再開の方針を具体的に記載すること。
- オ 防災措置欄には、中止にあたり講じた防災措置及び防災施設等の維持管理計画を記載すること。
- エ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為を中止する場合には、本様式によりあらかじめ提出すること。
- イ 中止届の提出にあたっては、現地の状況により、必要な措置を講じるよう指示がされる場合がある。
- ウ 再開予定年月日までに再開できない場合は、本様式により再度届け出ること。

(3) 添付資料

- ア 工事の出来形図
申請又は変更した際に提出した全ての図面に、出来形部分を明示すること。
- イ 現況写真
全景及び中止する時点における工事状況を把握できるものとする。
- ウ イの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図
- エ 当該開発行為地の保全及び維持管理に関する計画書

9 林地開発行為再開届出書（別記第26号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 中止年月日欄には、「林地開発行為中止届」を提出した日付を記載すること。
- ウ 再開年月日欄には、開発行為を再開する日を記載すること。
- エ 再開の理由欄には、再開に至った理由を具体的に記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること

(2) 注意事項

本要項第19条に基づき中止していた開発行為を再開する場合には、本様式によりあらかじめ提出すること。

(3) 添付資料

工事再開後の工事工程表

10 林地開発行為廃止届出書（別記第27号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 廃止年月日欄には、開発行為を廃止する日を記載すること。
- ウ 廃止時における開発行為の状況及び進捗欄には、廃止時点において既に開発した森林面積、防災施設等の設置状況及び施行計画の全体に対する進捗状況を記載すること。
- エ 廃止の理由欄には、廃止に至った理由を具体的に記載すること。
- オ 防災措置欄には、廃止にあたり講じた防災措置を記載すること。
- カ 原状回復状況欄には、廃止にあたり実施した森林に復旧するための措置を具体的に記載すること。
- キ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為を廃止する場合には、本様式によりあらかじめ届け出ること。
- イ 廃止届の提出にあたっては、現地の状況により、必要な措置を講じるよう指示がされる場合がある。

(3) 添付資料

- ア 工事の出来形図
申請又は変更した際に提出した全ての図面に、出来形部分を明示すること。
- イ 現況写真
全景及び廃止する時点における工事状況を把握できるものとする。
- ウ イの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画平面図
- エ 廃止時における防災施設等の設計図書

11 林地開発行為代表者等変更届出書（別記第28号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 変更年月日欄には、当該変更が生じた日を記載すること。
- ウ 変更事項欄には、個人にあつては同一人の氏名又は住所、法人その他団体にあつては同一法人又は団体の名称若しくは代表者、又は主たる事務所の所在地について、変更の生じた項目を記載すること。
- エ 変更の理由欄には、変更に至った具体的な理由を記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

(3) 添付資料

- ア 個人の場合、住民票
- イ 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款（原本証明したもの）その他変更を証明する資料
- ウ 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録

12 林地開発行為代表者変更事前申出書（別記第29号様式その1）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 変更する代表者の住所氏名については、届出時点の最新の内容を記載すること。

- ウ 変更年月日欄には、当該変更が生じる予定日を記載すること。
- エ 変更の理由欄には、変更に至る具体的な理由を記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること

(2) 注意事項（添付資料）

- ア 変更する代表者が個人の場合、住民票
- イ 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款（原本証明したもの）及び規約
- ウ 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録

1 3 林地開発行為代表者変更届出書（別記第29号様式その2）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 変更年月日欄には、当該変更が生じた日を記載すること。
- ウ 変更の理由欄には、変更に至る具体的な理由を記載すること。
- エ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること

(2) 添付資料

- ア 資金計画書
- イ 代表者変更を証明する資料
- ウ 現行の許可条件を遵守したうえで申請内容に従って施行すること及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位を継承する旨の誓約書
- エ 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、代表者変更に伴う経済産業大臣の変更認定書の写し

1 4 林地開発行為一般承継届出書（別記第30号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
- イ 承継年月日欄には、承継の事実が発生した日を記載すること。
- ウ 権利譲渡者欄には、権利の被承継人（相続にあっては被相続人）の住所及び氏名、名称又は代表者を記載すること。
- エ 承継の理由欄には、承継に至った具体的な理由を記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

当該開発行為の完了前に相続又は合併等の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、本様式により届け出ること。

(3) 添付資料

ア 個人（相続）の場合

- (ア) 被相続人との続柄、相続の開始日を記載した書類及び被相続人の除籍謄本、相続人の戸籍謄本その他相続人であることを証する書類
- (イ) 相続人が複数である場合、(ア)のほか当該相続人がその地位について正当な権利を有する者であることを証する書類

イ 法人の合併等の場合

- (ア) 合併等契約書の写し
- (イ) 合併等の理由、合併等の時期、合併等の方法及び条件を記載した資料

1 5 林地開発行為特定承継事前届出書（別記第31号様式その1）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
 - イ 特定承継人の住所氏名欄については、届出時点の最新の内容を記載すること。
 - ウ 承継予定年月日欄には、当該変更が生じる予定日を記載すること。
 - エ 変更の理由欄には、変更に至る具体的な理由を記載すること。
 - オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること
- (2) 注意事項（添付資料）
- ア 特定承継人が個人の場合、住民票
 - イ 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款（原本証明したもの）及び規約
 - ウ 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録

1 6 林地開発行為特定承継届出書（別記第3 1号様式その2）

- (1) 記載方法
- 各項目については、第1 4項「林地開発行為一般承継届出書」の記載に準じること。
- (2) 注意事項
- 当該開発行為の完了前に売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、本様式により届け出ること。
- (3) 添付資料
- ア 第5第2 4項「資金計画書」特定承継人の印鑑証明書、法人の登記事項証明書、定款（原本証明したもの）、規約及び
法人の登記事項証明書は、全部事項証明書とすること。
 - イ 被承継人と承継人の契約書の写し等の地位を承継したことを証する資料
 - ウ 特定承継人が、現行許可の条件を遵守する旨及び当該申請の内容に従って施行する旨の誓約書
 - エ 他法令等の許認可が必要な場合は、当該許認可を特定承継人が取得していることを証する書類
 - オ 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、特定承継に伴う経済産業大臣の変更認定書の写し等

1 7 林地開発行為災害発生届出書（別記第3 2号様式）

- (1) 記載方法
- ア 許可年月日・番号欄には、直近の許可年月日・番号を記載すること。
 - イ 災害発生年月日欄には、当該災害が発生した日を記載すること。
 - ウ 災害発生の原因欄及び被災の状況欄には、当該災害の生じた原因及びその被害等の状況を具体的に記載すること。
 - エ 応急措置等の状況欄及び今後の復旧方法欄には、災害の発生に伴い、直ちに実施した応急措置の内容並びに今後の復旧計画の方針及び内容を具体的に記載すること。
 - オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。
- (2) 注意事項
- ア 開発行為の実施にあたり、降雨や地震等により斜面崩壊や土砂流出等の災害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに本様式により届け出ること。
 - イ 当該災害により、他法令等に係る手続きが必要となる場合は、その手続き状況を記載すること。
- (3) 添付資料
- ア 災害状況及び応急措置等の状況の写真
 - イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載のうえ災害状況の内容等を明示した土地利用計画図

第9 林地開発協議後の手続き書類等作成上の留意事項

1 林地開発行為着手報告書（別記第34号様式）

(1) 記載方法

各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準ずること。

(2) 注意事項

当該開発行為に着手したときは、遅滞なく本様式により報告すること。

2 林地開発計画変更届出書（別記第35号様式）

(1) 記載方法

ア 変更事項欄には、当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。

(ア) 変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

(イ) 面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。

イ 変更理由

当該変更に至った具体的理由を記載すること。

ウ その他各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

開発行為の計画を変更しようとするときは、本様式により届け出ること。

(3) 添付資料

第4に規定する添付資料のうち、当該変更に関係する資料の全てを添付すること。なお、設計図書及び図面等は、変更前後が対比できるものであること。

3 林地開発行為完了報告書（別記第36号様式）

(1) 記載方法

ア 完了年月日欄には、連絡調整を了した林地開発行為が完了した年月日を記載すること。

イ その他各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

ア 連絡調整を了した林地開発行為の全部について、開発行為が完了したときは、本様式により遅滞なく報告すること。

イ 完了報告書の提出後、必要に応じて確認（現地立会）を受けること。

(3) 添付資料

ア 開発行為完了（工事の完成）後の状況写真（全景及び部分写真）

(ア) 状況写真（全景）については、事業区域内の工事状況全体が把握できる写真に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域及びその他区域を明示したものを添付すること。

(イ) 状況写真（部分）については、残置森林、造成森林及び緑地の配置及び保全管理状況、主要な施設及び防災施設の設置状況その他工事状況を把握できる写真に、必要に応じて開発に係る森林区域の境界を明示したものを添付すること。

イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図

林地開発許可設計・審査基準

第1 一般的事項

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

- 1 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

なお、「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。
 - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。
 - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これをしんしゃくして決められたものであること）が明らかであること。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

なお、「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されていること等が該当する。
- 6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

なお、新たに開発行為をしようとする者については、林地開発許可の申請の前に住民説明を実施のうえ、地域住民の理解を得るための取組を行うことが明らかであること。特に、再生可能エネルギー発電施設の設置を目的とした開発については、工事期間を含めた長期間にわたる発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民に対し十分に説明すること。

また、新たな開発行為に係る事業の実施に伴い、地域住民の生活環境等の保全を図る観点から、開発しようとする者は地域住民を含む利害関係者等と環境の保全等に関する協定を締結すること。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年条例第61号）に基づき環境影響評価を行い、評価書に記載されて

いる内容について適当と認められる場合には、協定の締結を省略することができる。

なお、協定締結にあたっては以下の項目が含まれていること。

- (1) 協定の目的
 - (2) 土地利用計画
 - (3) 工事期間及び作業時間
 - (4) 工事責任者の設置
 - (5) 騒音・振動の防止
 - (6) 工事用車両の通行
 - (7) 現場の管理
 - (8) 水質の管理
 - (9) 産業廃棄物の処理方法（再生可能エネルギー施設設置の場合、発電施設のすべてを含む）
 - (10) 災害防止対策
 - (11) 災害の恐れがある場合に係る地域住民への事前説明
 - (12) 防災施設の先行設置
 - (13) 災害の報告
 - (14) 損害賠償
 - (15) 地位の譲渡
 - (16) 定めのない事項の協議
- 7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

なお、「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めるものとする。

第2 災害防止に関する基準

1 伐採、切土、盛土、捨土関係

(1) 立木の伐採

開発区域全体の立木を一度に伐採せず、本項第(3)号に規定する施工順序に示す防災工事に係る伐採のみを行い、同工事の県の確認後に次の伐採を行うこと。

なお、上記に係る伐採した立木を搬出する作業道を設置する場合も、同様とする。

(2) 土砂の移動量

ア 開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。

イ 土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフの造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万 m^3 以下、スキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタールあたりおおむね1,000 m^3 以下とする。

ウ 太陽光発電施設を自然斜面に設置するとき、設置区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

(3) 土工等は次によること。

ア 施工順序としては、洪水調節池、沈砂地、流末処理施設等の防災工事を先行して行い、造成工事は周辺下流域の安全の確認ができる行程を組むこと。

イ 切土は、原則として階段状に行う等、法面の安定を確保すること。また、緑化工が実施される場合には、植生があった切土の表層部（いわゆる土壌）を盛土、客土用に利用できるように必要量を流出崩壊のおそれのない区域に確保すること。

ウ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、厚み30cm程度毎に十分締め固めを行うこと。

エ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。

オ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨、融雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮をすること。

(4) 切土は次によること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、現地に適合した安全なものであること。

イ 法面の勾配が上記によることが困難であるか若しくは適当でない場合には、擁壁の設置、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ウ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。

エ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。

(5) 盛土は次によること

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5mを超える場合には勾配が35度（約1.5割）以下であること。

イ 法面の勾配が前述によることが困難であるか若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ウ 周辺に人家、学校、道路等が近接し、かつ、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、高さが1mを超える場合には、擁壁の設置、その他法面崩壊防止の措置を講ずること。

エ 盛土高が5mを超える場合には、原則として高さ5m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。なお、小段の幅は原則として2m以上とするが、状況により1mまで縮小できるものとする。

オ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置を講ずること。

カ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずること。

(6) 捨土は次によること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講ずること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位

置関係を考慮のうえ選定すること。

イ 土捨場としては溪間の利用は原則として行わず、やむを得ない場合には、擁壁、暗渠等を設けること。

ウ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれのないものであること。

2 擁壁、法面関係

(1) 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算した結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合を除く。

ア 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が前述1の(2)ないし(5)の各項によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

イ 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa、bのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

a 表-1において、法面の勾配が中欄の角度以下であるもの(図1~3のaの区域)。

b 表-1において、法面の勾配が中欄の角度を超え、右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの(図1~3のbの区域)。

この場合において、法面の勾配が一律ではなく、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図4)

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが1mを超えるもの。(図5)

表-1

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限(勾配)	擁壁等を要する 勾配の下限(勾配)	参考図
軟岩 〔風化の著しい ものを除く〕	60度(1:0.58)	80度(1:0.18)	図1
風化の著しい岩	40度(1:1.19)	50度(1:0.84)	図2
砂利、真砂土、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度(1:1.43)	45度(1:1.00)	図3

図1 軟岩(風化の著しいものを除く)の場合

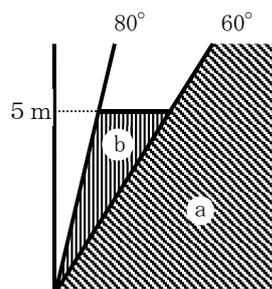


図2 風化の著しい岩の場合

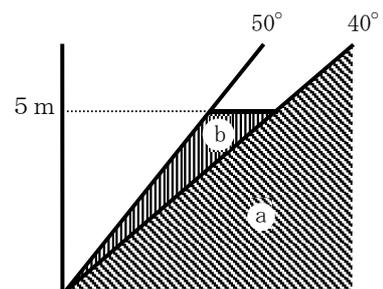


図3 砂利、真砂土、硬質粘土その他
これに類するものの場合

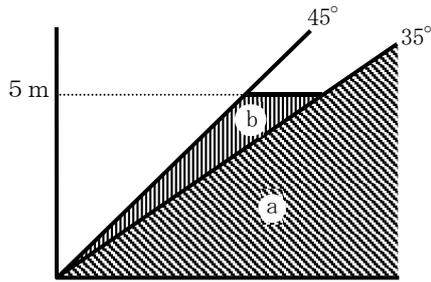


図4

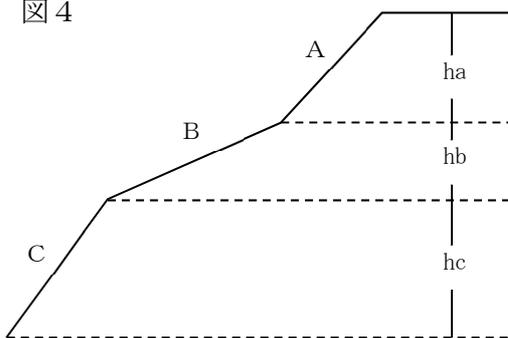
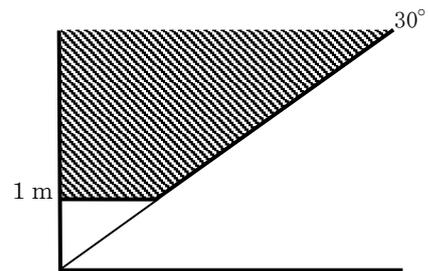


図5



法面Bが表1の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配がaもしくはbに該当しない場合にあつては、法面の高さは $h_a + h_c$ として算出する。

(2) 擁壁の構造

- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴を設けること。

(3) 法面保護

- ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合、又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこと。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。
- イ 表面水、湧水、溪流等に法面が浸食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずること。この場合における擁壁の構造は(2)によること。

3 えん堤関係

- (1) えん堤等の容量は、次のア、イにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。
 - ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間におおむね200m³ないし400m³を標準とするが、地形、地質、気象等

を考慮のうえ、適切に定めること。

- イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、表-2を参考として別途積算すること。
- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- (3) えん堤等の構造については、「治山技術基準」や「河川砂防技術」等に基づくものであること。

表-2 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

開発行為の期間中	200~400m ³		
開発行為終了後	裸地	終了後1~3年	50m ³
		終了後4~5年	20m ³
	草地		15m ³

4 排水施設関係

(1) 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

ア 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

V : 流速 (m/sec)

A : 通水断面 (m²)

イ 流速の算定 (Manning式)

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数 (粗度係数は、表-3及び表-4の値を標準とする。)

R : 径深 = A / q (m)

q : 潤辺長

I : 水路勾配 (分数又は小数)

ウ 雨水流出量の算定 (ラショナル式)

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

- (ア) 流出係数については、表-5を参考として定めること。ただし、特に浸透能が大きいと判断できる土地以外においては、林地は0.7、草地は0.8、耕地は0.8、裸地は0.9を用いること。

なお、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表-5によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

- (イ) 設計雨量強度については、表-6及び表-7に定められた確率年及び単位時間

により、「熊本県内における確率降雨強度の算定」（熊本県土木部河川課）を参考として求めること。

排水施設の設計では、流量のみを満足すればよいということではなく、流速が大きすぎれば溝が洗掘されるおそれがあり、又小さすぎれば土砂等が堆積するので、流速は、0.6～4.0 m/secの間になるよう努めること。

雨水のほか、土砂等の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所から判断して溢水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じて前項に定めるものより大きく定めること。

表－3 河道の粗度係数

河川・水路の状況		nの値
人工水路・改修河川	コンクリート人工水路	0.014 ～ 0.020
	スパイラル半管水路	0.021 ～ 0.030
	両岸石張小水路（泥土床）	0.025（平均値）
	岩盤掘放し	0.035 ～ 0.050
	岩盤整正	0.025 ～ 0.040
	粘土性河床、洗掘のない程度の流速	0.016 ～ 0.022
	砂質ローム、粘土質ローム	0.020（平均値）
	ドラグライン浚渫、雑草少	0.025 ～ 0.033
自然河川	平野の小流路、雑草なし	0.025 ～ 0.033
	平野の小流路、雑草、灌木有り	0.030 ～ 0.040
	平野の小流路、雑草多し、礫河床	0.040 ～ 0.055
	山地流路、砂利、玉石	0.030 ～ 0.050
	山地流路、玉石、大玉石	0.040 ～ 0.080
	大流路、粘土、砂質床、蛇行少なし	0.018 ～ 0.035
	大流路、礫河床	0.025 ～ 0.040

（建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編）〔H9日本河川協会〕より引用）

表－4 排水施設の粗度係数

排水施設の種類		n	
素掘り	土	0.020 ～ 0.025	
	砂れき	0.025 ～ 0.040	
	岩盤	0.025 ～ 0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010 ～ 0.013	
	コンクリート	0.013 ～ 0.018	
	粗石	練積	0.015 ～ 0.030
		空積	0.025 ～ 0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011 ～ 0.014	
	コンクリート管	0.012 ～ 0.016	
	コルゲートパイプ	0.025 ～ 0.035	

（建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編）〔H9日本河川協会〕より引用）

(参 考) 各種断面の排水断面積及び径深

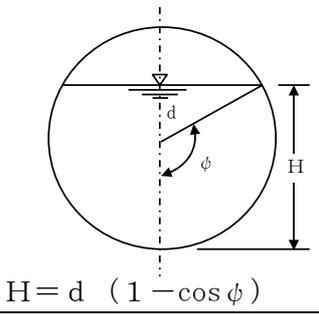
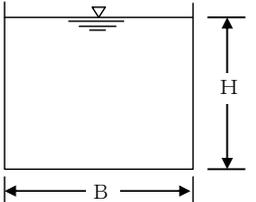
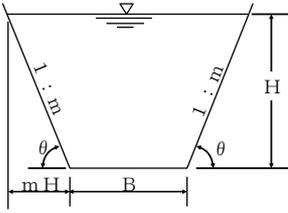
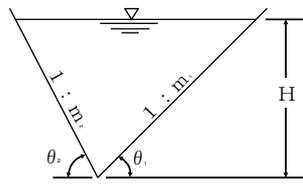
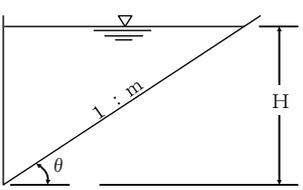
断 面 積		排水断面積 A	径 深 R
円形	 <p>$H = d (1 - \cos \phi)$</p>	$d^2 \left(\phi - \frac{1}{2} \sin 2 \phi \right)$ (ϕ : ラジアン)	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2 \phi}{2 \phi} \right)$ (ϕ : ラジアン)
長方形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2H + B}$
台形		$H (B + mH)$ 又は $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + mH)}{B + 2H \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2 \operatorname{cosec} \theta}$
三角形		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ 又は $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
		$\frac{mH^2}{2}$ 又は $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

表-5 流出係数

地表状態	区分		
	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7

裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9
----	-----	-----------	-----------

表-6 雨量強度の確率年

名称	確率年
排水施設	10年
洪水調節	30年
余水吐	100年

表-7 単位時間

流域面積	単位時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

(参考) 降雨強度式

(mm/hr)

ブロック	ブロック No.	確率年	降雨強度式	到達時間			適用市町村
				10分	20分	30分	
I 城北	I-A	10年	$1,733/(t^{0.689}+9.33)$	121.9	100.7	87.8	荒尾市、玉名市、長洲町
		30年	$1,772/(t^{0.659}+7.53)$	146.6	120.3	104.6	
		100年	$1,811/(t^{0.633}+6.14)$	173.5	141.5	122.8	
	I-B	10年	$1,906/(t^{0.689}+9.33)$	134.1	110.8	96.5	山鹿市、玉東町、和水町、南関町、熊本市(旧植木町)
		30年	$1,949/(t^{0.659}+7.53)$	161.2	132.3	115.1	
		100年	$1,992/(t^{0.633}+6.14)$	190.9	155.6	135.0	
	I-C	10年	$2,080/(t^{0.689}+9.33)$	146.3	120.9	105.3	菊池市
		30年	$2,126/(t^{0.659}+7.53)$	175.8	144.3	125.5	
		100年	$2,173/(t^{0.633}+6.14)$	208.2	169.7	147.3	
II 熊本	II-A	10年	$647/(t^{0.501}+1.94)$	126.6	100.7	87.0	熊本市(旧植木町を除く)、宇土市、宇城市、合志市、美里町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町(旧蘇陽町を除く)
		30年	$590/(t^{0.445}+1.18)$	148.8	118.6	103.1	
		100年	$562/(t^{0.403}+0.75)$	171.4	137.3	119.9	
	II-B	10年	$712/(t^{0.501}+1.94)$	139.3	110.8	95.8	大津町、西原村
		30年	$649/(t^{0.445}+1.18)$	163.6	130.5	113.4	
		100年	$618/(t^{0.403}+0.75)$	188.5	150.9	131.8	
III 阿蘇	III-A	10年	$1,500/(t^{0.638}+7.22)$	129.7	107.3	93.9	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町(旧蘇陽町)
		30年	$1,136/(t^{0.566}+3.77)$	152.5	123.2	106.9	
		100年	$819/(t^{0.495}+1.45)$	179.0	139.9	119.8	
IV 八代	IV-A	10年	$804/(t^{0.589}+1.91)$	138.8	103.8	86.2	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、氷川町
		30年	$670/(t^{0.528}+0.60)$	168.6	122.6	101.1	
		100年	$603/(t^{0.485}-0.04)$	200.0	142.4	116.8	
	IV-B	10年	$884/(t^{0.589}+1.91)$	152.6	114.1	94.8	八代市(旧坂本村、旧東陽村)
		30年	$737/(t^{0.528}+0.60)$	185.5	134.9	111.3	
		100年	$663/(t^{0.485}-0.04)$	219.9	156.5	128.4	

IV-C	10年	$965/(t^{0.589}+1.91)$	166.6	124.5	103.5	水俣市、芦北町、津奈木町
	30年	$804/(t^{0.528}+0.60)$	202.4	147.2	121.4	
	100年	$724/(t^{0.485}-0.04)$	240.1	170.9	140.2	

(mm/hr)

ブロック	ブロック No.	確率年	降雨強度式	到達時間			適用市町村
				10分	20分	30分	
V 球磨	V-A	10年	$2,214/(t^{0.747}+11.49)$	129.7	106.1	91.6	人吉市
		30年	$4,465/(t^{0.831}+24.59)$	142.3	121.8	107.7	
		100年	$10,456/(t^{0.944}+59.67)$	152.7	136.5	123.8	
	V-B	10年	$2,435/(t^{0.747}+11.49)$	142.6	116.7	100.7	八代市(旧泉村)、相良村、五木村、山江村、球磨村
		30年	$4,912/(t^{0.831}+24.59)$	156.6	134.0	118.4	
		100年	$11,502/(t^{0.944}+59.67)$	168.0	150.2	136.2	
	V-C	10年	$2,657/(t^{0.747}+11.49)$	155.6	127.4	109.9	錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
		30年	$5,358/(t^{0.831}+24.59)$	170.8	146.2	129.2	
		100年	$12,547/(t^{0.944}+59.67)$	183.3	163.8	148.5	
VI 天草	VI-A	10年	$1,116/(t^{0.627}+3.50)$	144.3	111.1	93.5	天草市、上天草市、苓北町
		30年	$1,121/(t^{0.599}+2.66)$	169.0	129.2	108.5	
		100年	$1,117/(t^{0.574}+1.94)$	196.3	148.5	124.3	

「熊本県内における確率降雨強度の算定(平成20年6月)(熊本県土木部河川課)」抜粋

(2) 排水施設の構造等

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置、更に有孔管等を設置する場合には日本道路協会の「道路土木指針」等に基づく適切なフィルター材を用いて埋め戻す措置等を講ずること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。

オ 前述により、河川等、又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。

カ 太陽光発電施設の設置については、アからエまでの基準によるほか、表面流を安全に流下させるために、排水施設の設置等の対策を適切に講ずること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や、物理的な被覆の措置を適切に講じていること。

(3) 宅地造成事業については、宅地造成等規制法第9条の排水施設の基準によることとして差し支えない。

5 落石防止関係

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。

6 洪水調節池施設関係

災害の発生防止に係る洪水調節池の設置

(1) 洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。

イ 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、あらかじめ河川管理者の同意を得ていること。

(2) 洪水調節池の容量

ア 洪水調節池容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれること。

イ 当該開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査のうえ、必要があればこの超える量も調節できる容量であること。

ウ 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他の適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{Km}^2 (= 0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

(3) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(4) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

(5) 洪水調節池の設計

原則として次のとおりとする。

ア 下流河川等の排水能力の変更地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定し、比流量が最低となる地点の流下能力を次式により算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力（ m^3/sec ）

v：　　"　　の流速（ m/sec ） [Manning公式で算出すること]

a：　　"　　の断面（ m^2 ）

イ 「調節池の許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q \cdot A / A'$$

Q_{pc} ：調節池の許容放流量（ m^3/sec ）

Q　　：下流河川等の流下能力（ m^3/sec ）

A　　：調節池の集水区域面積（ ha ）

A'　　：Qの算出地点の集水区域面積（ ha ）

ウ 「許容放流量に対応する雨量強度」は次式により算出すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot 360 / (f \cdot A)$$

r_c 　　：許容放流量に対応する雨量強度（ mm/hr ）

Q_{pc} 　　：調節池の許容放流量（ m^3/sec ）

- ・ 余水吐断面が台形の場合は
 - a 側壁勾配が 1 : 1 のとき

$$Q'_{100} = (1.77B + 1.42h) h^{\frac{3}{2}}$$
 - b 側壁勾配が 1 : 0.5 のとき

$$Q'_{100} = (1.77B + 0.71h) h^{\frac{3}{2}}$$

7 技術基準について

災害の防止に関する技術基準については、本要項の基準によるほか、次の基準を参照して差し支えない。

- ア「治山技術基準」（林野庁長官通達）
- イ「採石技術指導基準」（経済産業省資源エネルギー庁作成）

第3 水害防止に関する基準

水害の発生の防止に係る洪水調節池等の設置

1 洪水調節池の設置

- (1) 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。
- (2) 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、予め河川管理者の同意を得ていること。

と。

2 洪水調節池の容量

- (1) 洪水調節容量は、当該開発行為を行う下流のうち30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点のうち、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。

なお、当該地点の選定にあたっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

- (2) 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他適切な方法で行うこととする。なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{k m}^2 (=0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{h a})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。
- (3) ピーク流量を流下させることのできない地点の生じない場合には、「災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置」によること。

3 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

4 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

5 洪水調節池の設計

(1) 下流狭隘部の調査

下流河川等の狭隘部における流下能力を、その地点の断面、勾配を測定し算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q : 下流河川等の流下能力 (m^3/sec)

V : " の流速 (m^3/sec)

a : " の断面 (m^2)

※ 調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量に比して1%以上増加する範囲とする。

ピーク流量は次式により算出する。

$$Q_i = 1 / 360 \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

f_i : i 地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数

r_{30} : i 地点での30年確率で想定される雨量強度 (mm/h r)

A_i : i 地点の集水面積 (ha)

(2) 上記調査結果に基づき当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調節池を設計する。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

(3) 当該選定地点 (X) における許容放流量は次式により算定することができる。

$$q_{xpc} = Q_x \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x)$$

q_{xpc} : X地点における許容放流量

Q_x : X地点での安全に流下させることのできるピーク流量

a : 洪水調節池の集水区域の面積 (ha)

f : " の開発前の流出係数

A_x : X地点の集水区域の面積 (ha)

F_x : " の開発前の流出係数

(4) 洪水調節容量及び構造は、第2-6-(5)-エ以降によること。

6 技術基準について

(1) 水害の防止に関する技術基準については、本要項の基準によるほか、次の基準によるものとする。

ア「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会発刊）

イ「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」（平成27年8月熊本県土木部河川港湾局河川課）

(2) (1)のア及びイの基準に基づき協議した結果、洪水調節池の設置を要しないとされる場合には、本基準第3「水害防止に関する基準」により洪水調節池の設置の検討を行うものとする。

7 現存施設について

造成地内に現存する溜池等防災機能を有する施設は、極力これを保存するものとする。

第4 水の確保に関する基準

1 他に適地がない等の理由によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を当該開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置を適切に講ずること。

導水路の設置その他の措置を講ずる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

第5 環境の保全に関する基準

1 森林率に関する基準

造成森林、緑地及びその他の区域（以下、「開発区域」という。）の森林面積に対し残置し又は造成する森林又は緑地の面積の割合は表－9によること。

なお、同表に掲げる開発目的以外の開発については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、同表に準じて措置すること。

- (1) 事業区域内の森林率の算定対象とする森林は、現況のまま保全する森林（以下「残置森林」という。）及び植栽により早期に森林に復旧ができると認められる箇所（硬岩切土面等の確実に成林が見込まれない部分は除く。以下「造成森林」という。）とする。

なお、残置森林率の算定に当たっては、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林）は対象としない。

- (2) 事業区域内の外縁部に、残置森林及び造成森林30m以上の幅をもって適切に配置すること。

なお、森林を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林が造成されるものであること。

- (3) 造成森林については、早期に森林機能の回復が図られるよう、必要に応じ表土の復元、客土等の土壤改良を行い、原則として1m以上の高木性の樹木を表－8を標準として均等に分布するように植栽すること。植栽木は、なるべく規格の大きなもので、現地の自然条件等に適した樹種を選択すること。また、植栽木の活着状況をチェックし、枯損木が生じた場合には補植すること。

事業区域内の森林については、必要、かつ、適切な施業を実施し機能の維持増進に努めること。

- (4) 太陽光発電施設の設置にあたっては、採光の確保等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

表－8

樹高	植栽本数（1haあたり）
1m	2,000本
2m	1,500本
3m	1,000本

2 環境保全基準

- (1) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成を行うこと。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- (2) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、当該開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、当該開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置を講ずること。

- (3) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為において、開発行為に係る森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に著しい悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとして

も、なお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮すること。

表－ 9

開発目的	主な開発目的の種類	森林率等	森林の配置等
工場又は事業場の設置	製造、加工処理及び流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等	森林率はおおむね25%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあつても極力周辺部に森林を配置する。 ・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。なお、1箇所当たりの面積とは、当該施設又は集団の設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
太陽光発電施設の設置		森林率はおおむね25%以上（残置森林率はおおむね15%以上）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として周辺部に残置森林を配置する。 ・ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には、原則として周辺部におおむね幅30m以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 ・ 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成		森林率はおおむね20%以上。 (緑地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあつても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 ・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。なお、1箇所当たりの面積とは、当該施設又は集団の設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

開発目的	主な開発目的の種類	森林率等	森林の配置等
別荘地の造成	保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとするもの	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ・ 1区画の面積は、おおむね1,000㎡以上とする。 ・ 建物敷、その他付帯施設の面積は、1区画おおむね30%以下とする。
ゴルフ場の造成	地方税法等に定義するゴルフ場、それ以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められるもの	森林率はおおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の外縁部及び各ホール間には、残地森林又は造成森林をおおむね30m以上（残置森林おおむね20m以上）の幅をもって適切に配置する。 (切土量、盛土量はそれぞれ、18ホール当たりおおむね200万㎡以下とする。)
宿泊施設、レジャー施設等の設置	<p>宿泊施設：ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等</p> <p>レジャー施設：総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体のものを除く。）</p>	森林率は、おおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ・ 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 ・ レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発目的	主な開発目的の種類	森林率等	森林の配置等
スキー場の造成		残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 滑走コースの幅は、おおむね50m以下とする。 複数の滑走コースを並列して設置する場合はコース間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 ゲレンデ等の面積は、原則として1箇所あたりおおむね5ha以下とし、ゲレンデ等の造成に当たっては土工量を極力少なくする。 ゲレンデ等に隣接して駐車場を設置する場合は、おおむね30m以上の幅をもって残置森林又は造成森林を適切に配置する。
土石等の採掘	土石、岩石、砂、砂利等採取場、残土処分場等（ただし、上記は一時利用の開発とする。）		<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。 また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

〔注意事項〕

- 「残置森林又は造成森林を配置する」とは、残置森林によることを原則とし、やむを得ないと認められる場合は、造成森林とすることができる。
- 「残置森林率」とは、原則として残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{15年生を超える森林の面積}}{\text{事業区域内の森林の面積}} \times 100$$

- 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実に成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林及び造成森林の面積}}{\text{事業区域内の森林の面積}} \times 100$$

- 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次のものを含める。
 - 公園・緑地・広場
 - 隣棟間緑地、共有庭
 - 緑地帯・緑道
 - 法面緑地
 - その他上記に類するもの

- 6 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発目的別の基準を適用するものとする。原則として、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置すること。
- 7 森林地域以外であっても従来 of 自然環境の保全、又は緑地の造成をするものとする。

林地開発許可施工管理基準

1 目的

この基準は、知事が許可した林地開発行為に係る工事实施に当たり、計画の適切な履行に係る施工確保のため、開発行為者が実施する施工管理の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 適用

この基準は、知事が許可した林地開発行為を施工する場合に適用し、出来形管理については、林地開発許可出来形管理別表を、写真管理については、林地開発許可写真管理別表によるものとする。

また、工事の種類、規模及び施工条件等により、この基準により難しい場合は、知事と協議の上、施工管理を行うものとする。

ただし、計画されている設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

3 管理方法

(1) 出来形管理

開発行為者は、出来形を林地開発許可出来形管理別表に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計（計画）値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図等を作成し、管理するものとする。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(2) 写真管理

開発行為者は、工事写真を林地開発許可写真管理別表に基づき撮影し、その撮影記録を管理するものとする。

4 管理の実施

出来形管理及び写真管理については、次により実施するものとする。

ただし、これにより難しい場合は別途知事と協議するものとする。

- (1) 開発行為者は、工事着工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 開発行為者は、当該工事の施工内容を掌握し、適正な施工管理を行わなければならない。
- (3) 開発行為者は、測定等を管理の目的を達するため、工事の施工と併行してできるだけ速やかに実施しなければならない。
- (4) 開発行為者は、測定等の結果をその都度記録し、適切な管理のもとに保管し、知事の請求に対し速やかに提示しなければならない。
- (5) 測定値が著しく偏向する場合、又はバラツキが大きい場合は、詳しく調査し、その原因を見極め、手直し、補強、やり直し等の措置をするとともに、作業標準（作業工法、機械等）を改めるなどの処置を速やかに行わなければならない。
- (6) 施工管理に要する費用は、開発行為者が負担するものとする。

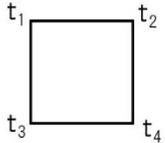
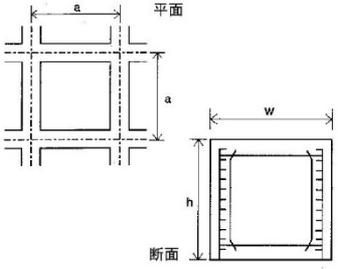
5 規格値

開発行為者は、林地開発許可出来形管理別表に基づき測定した各実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。

林地開発許可出来形管理別表

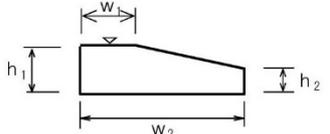
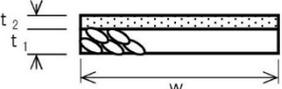
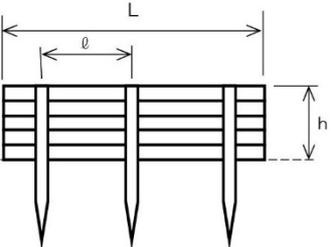
(法面関係)

単位：mm、本、枚

工種	測定項目	管理基準		測定箇所
		規格値	測定基準	
法面工	厚さ t モルタル吹付工／コンクリート吹付工	t < 5 cm	-10	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡以下は2箇所をせん孔により測定。 
		t ≥ 5 cm	-20	
	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			厚さは、10cm四方の形状を破壊し四隅の厚さの平均値が1箇所の測定値とする。
植生基材吹付工／客土吹付工	厚さ t	t < 5 cm	-10	施工面積1,000㎡につき1箇所、面積1,000㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。せん孔により測定。
		t ≥ 5 cm	-20	
	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			凹凸がある場合の厚さ管理方法 凹凸がある場所での測定値が平坦部での基準を充たさなかった場合は、当該測定箇所の近辺（概ね1m）で再度測定し、両方の平均値が設計厚以上となることを確認する。平均値が設計厚以上にならなかった場合はさらに近辺を計測し、3点の平均値を採り、これら3点を1箇所として管理する。
現場打法砕工／現場吹付法砕工／簡易吹付法砕工／プレキャスト法砕工	高さ h	-30	施工面積 1,000㎡につき1箇所、面積 1,000㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	
	幅 W	-30		
	高さ h	-30		
	吹付砕中心間隔 a	±100		

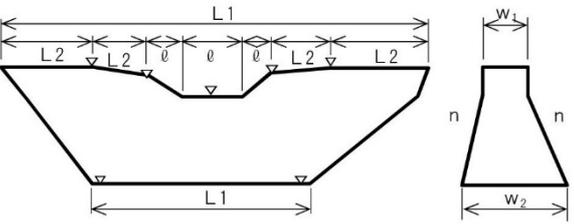
(基礎関係ほか)

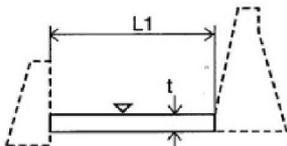
単位：mm、本、枚

基礎工	基礎工（現場打コンクリート）	幅 w ₁ 、w ₂	-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
		高さ h ₁ 、h ₂	-30			
基礎工	基礎工（栗石／碎石／均しコン／切込砂利）	幅 w	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
		厚さ t ₁ 、t ₂	-30			
木製構造物	木柵工／編柵工／丸太筋工	杭長（露出部） h	-30	杭間隔は杭の中心部から中心部までを測定。 延長は全箇所、杭間隔及び杭長、杭の末口径は杭数の10%以上を測定。 露出部の杭長は谷側で計測。 なお、杭の使用本数は全数について確認する。		
		杭間隔 l	+200			
		延長 L	L < 10m			-200
			L ≥ 10m			-2%
		杭の使用本数	L/l + 1以上			
杭の末口径	-10%					

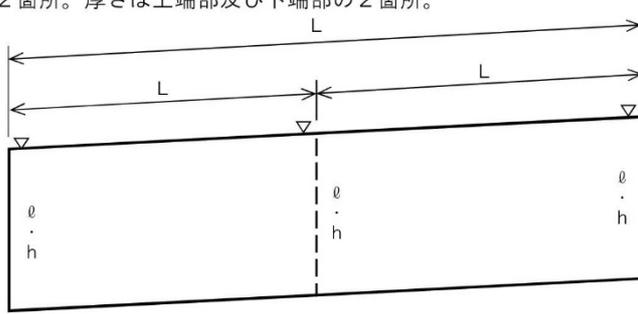
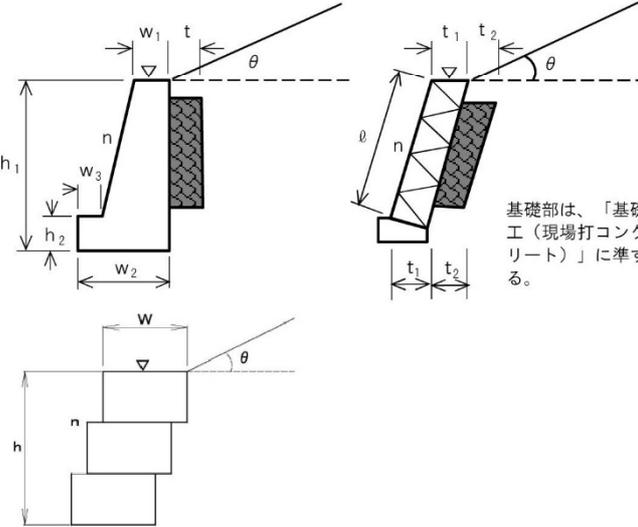
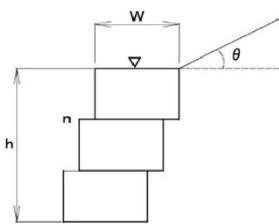
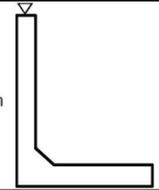
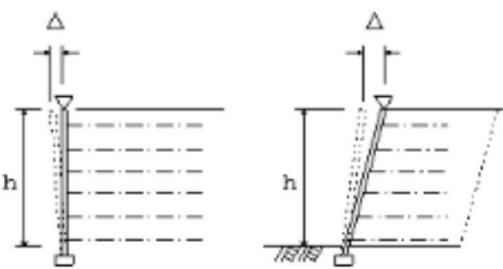
(深間工関係)

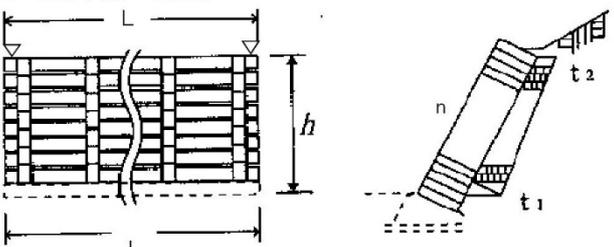
単位：mm、本、枚

コンクリート谷止工	本体副ダム	基準高 ∇	±30	図面の表示箇所にて測定。設計図（構造図、標準図等）に表示してある箇所を測定。基準高については、上・下流両端部とする。 
		幅（天端、堤底、袖天端） w	-30	
		放水路幅 l	±50	
		法勾配 n	± 2厘	
		堤長 L1、L2	-50	

工 種	測定項目	管理基準		測定箇所	
		規格値	測定基準		
コンクリート 谷止工	水叩コンクリート	厚 さ t	-30	図面の表示箇所 で測定。 厚さは中央部 で1箇所測定。	
床張工	床張コンクリート	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。 厚さは中央部 で1箇所測定。	
		厚 さ t	-30		
		幅 w	-30		
		長 さ L	-50		

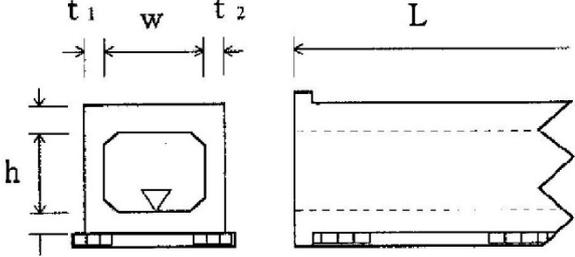
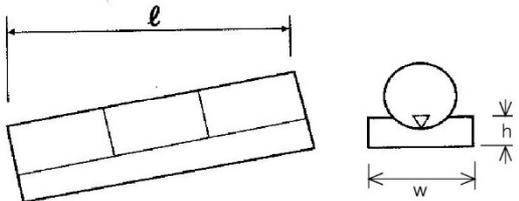
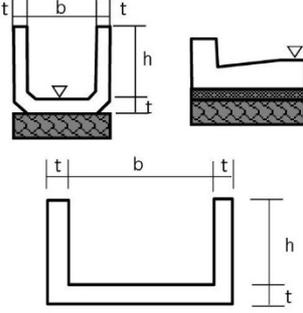
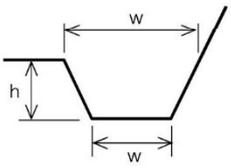
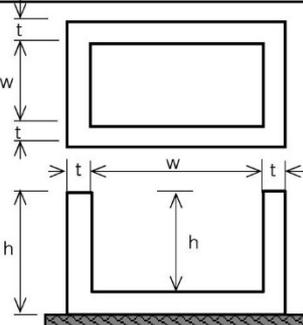
(よう壁工関係)

よ う 壁 工	コンクリート擁壁工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所 で測定。 施工延長40mにつ き1箇所、延長40m 以下のものは1施 工箇所につき2箇 所。厚さは上端部 及び下端部の2箇 所。	
		幅 w	-30		
		裏込厚さ t	-50		
		高さ h	h < 3m -50 h ≥ 3m -100		
		法勾配 n	± 2厘		
		延 長 L	-50		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
ブロック よ う 壁 工	ブロックよう壁工	基準高 ▽	±50	基礎部は、「基礎 工（現場打コンク リート）」に準ず る。	
		厚さ：本体 t ₁	-30		
		裏礫 t ₂	-30		
		法長 ℓ	ℓ < 3m -50 ℓ ≥ 3m -100		
		法勾配 n	± 3厘		
		延 長 L	-200		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
簡易鋼製 土留工	簡易鋼製土留工	厚さ（幅） W	-50		
		高さ h	-50		
		法勾配 n	± 2厘		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
プレキャスト 擁壁工	プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所 で測定。 基準高は、施工延 長20mにつき1箇 所、延長20m以下 のものは1施工箇 所につき2箇所測 定。 延長は1施工箇所 毎に測定。	
		法勾配 n	±2厘		
		延 長 L	-200		
補強土壁工 〔補強土 （テールアルメ） 壁工法／多数アン カー式補強土工 法／ジオテキス スタイルを用いた 補強土工法〕	補強土壁工 〔補強土（テールアルメ）壁工法／多数アンカー式補強土工法／ジオテキスタイルを用いた補強土工法〕	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所 で測定。 施工延長20mにつ き1箇所、延長20 m以下のものは1 施工箇所につき2 箇所測定。	
		高さ h	h < 3m -50 h ≥ 3m -100		
		鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内		
		補強材長	設計値以上		
		控え長さ	設計値以上		
		延 長 L	-200		

工種	測定項目	管理基準		測定箇所
		規格値	測定基準	
よう壁工	基準高 ∇		± 50	図面の表示箇所にて測定。 
	高さ h	$h < 3\text{m}$	-50	
		$h \geq 3\text{m}$	-100	
	厚さ t		-50	
	法勾配 n		± 2 厘	
	延長 L		-200	

(排水施設工関係)

単位：mm、本、枚

排水施設工	函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 	
		厚さ t	-20		
		幅 w	-30		
		高さ h	± 30		
		勾配	設計値以上		
		延長 L	$l < 20\text{m}$		-50
			$l \geq 20\text{m}$		-100
工	コンクリート管渠／プレキャストボックス／プレキャストパイプ／コルゲートパイプ／合成樹脂管	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2箇所測定する。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 ※印は、場所打部分のある場合。 	
		※幅 w	-50		
		※高さ h	-30		
		勾配	設計値以上		
		延長 l	-200		
工	U字側溝／L型側溝／コルゲートフリーウム／自由勾配側溝／横断工	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2箇所。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 基礎部分は「基礎工」の基礎工（栗石／砕石／均しコン）に準ずる。 ※工場製品の寸法は、規格証明書等による。 	
		高さ h	-20		
		幅 b	-30		
工	素掘側溝	幅 w	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2箇所。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 	
		高さ h	-50		
工	集水桝／溜桝	※幅 w	-30	1 施工箇所ごとに測定。 基礎部分は基礎工の「栗石・砕石基礎工」に準ずる。 ※印は、場所打部分のある場合。 	
		※高さ h	-30		

工種	測定項目	管理基準		測定箇所		
		規格値	測定基準			
排水施設工	モルタル吹付水路工	幅 w	-100	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 延長は、1施工箇所ごとに測定。		
		深さ h	-50			
		厚さ t	-10			
	礫暗渠工	幅 w	-50		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 延長は、1施工箇所ごとに測定。	
		高さ h	-30			
		延長 L	-200			

(緑化工)

単位：mm、本、枚

緑化工	植栽工	植栽本数	設計値以上	造成森林面積の1割に当たる面積を、1,000㎡に1箇所の割合で箇所数を算出し、算出した箇所をプロット（原則20m×20m）により測定。 プロット内の、植栽間隔、苗長、本数を測定。
-----	-----	------	-------	--

(土工関係)

単位：mm、本、枚

土工	切取工	幅 W	-100	施工箇所1施工箇所につき2箇所の測点を測定。		
		法長 ℓ	ℓ < 5m			-200
			ℓ ≥ 5m			法長-4%
		法勾配 n	± 8厘			
土工	盛土工	基準高 ▽	±50	施工箇所1施工箇所につき2箇所の測点を測定。		
		法長 ℓ	ℓ < 5m			-100
			ℓ ≥ 5m			法長-2%
		幅 w ₁ 、w ₂	-100			
道路土工	切取工	幅 W	-100	施工延長40mにつき1箇所の測点を測定。 延長40m未満のものは、1施工箇所につき2箇所の測点を測定。 ※開発目的施設の維持管理を行うため、開発完了後も撤去しないものが対象。		
		法長 ℓ	ℓ < 5m			-200
			ℓ ≥ 5m			法長-4%
		法勾配 n	± 8厘			
	路体盛土工 路床盛土工	幅 W	-100			
		法長 ℓ	ℓ < 5m			-100
ℓ ≥ 5m			法長-2%			
法勾配 n	- 8厘					

林地開発許可写真管理別表

1. 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
着手前	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	全体着手前及び工種毎の着手前を撮影する
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	全体完成及び工種毎の完成を撮影する
写真状況	工事施工中	工事施工中	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する
		品質証明(JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
写真管理	出来形	別添出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載 ※不可視部分の施工については適宜		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	

2. 出来形管理写真撮影箇所一覧表

工種	写真管理項目				
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用		
法面工	吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊配合モルタル)	材料使用量	1 工事に 1 回以上 〔混合前〕	*特殊配合モルタル吹付は厚さを除く	
		ラス鉄網の重ね寸法	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔吹付前〕		
		厚さ(検測孔)	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔吹付後〕		
	種子吹付工	材料使用量	1 工事に 1 回以上 〔混合前〕		
		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	材料使用量		1 工事に 1 回以上 〔混合前〕
			ラス鉄網の重ね寸法		1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔吹付前〕
	厚さ(検測孔)		1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔吹付後〕		
	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (簡易吹付法枠工) (プレキャスト法枠工)	アンカー・配筋等	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工中〕		
		幅、高さ	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工後〕		
枠中心間隔		1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工後〕			
基礎工	コンクリート基礎工	幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工後〕		
		厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工後〕		
	栗石 砕石基礎工 置換基礎工 切込砂利	締め固め状況	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工中〕		
		幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上 〔施工後〕		
構木造製物	木柵工 編柵工 丸太筋工	杭長	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後〕		
	杭間隔	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後〕			
コンクリート谷止工	作業土工(床堀)	土質	土質、岩質が変わる毎に 1 回以上 〔掘削中〕		
		本体 副ダム	天端幅	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後、埋戻前〕	
			放水路幅	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後、埋戻前〕	
			堤長(不可視部分)	測定箇所毎に 1 回以上 〔埋戻前〕	
			法勾配	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後、埋戻前〕	
	法長	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後、埋戻前〕			
水叩コンクリート	厚さ(水叩き)	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後〕			
工床張	床張コンクリート	厚さ、幅	測定箇所毎に 1 回以上 〔施工後〕		

工種		写真管理項目			
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用	
よう壁工	作業土工（床堀） コンクリートよう壁工	土質等の判別	40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔掘削中〕		
		天端幅	40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
		裏込め厚さ	40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
		高さ	40m又は1施工毎に1回以上 〔埋戻前〕		
		法長	40m又は1施工毎に1回以上 〔埋戻前〕		
		法勾配	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
		背面盛土勾配	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
	ブロック積よう壁工	裏込め厚さ	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
		厚さ（本体）	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
		法長	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
		法勾配	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
		背面盛土勾配	40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕		
	よう壁工	簡易鋼製枠土留工	法長		40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕
			幅		40m又は1施工毎に1回以上 〔施工後〕
法勾配			測定箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
背面盛土勾配			40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
プレキャスト擁壁工		据付状況	200m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕		
		法勾配	40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕		
補強土壁工 ジオテキスタイル工		敷設、幅、延長、間隔	各層毎に1回以上 〔敷設後〕		
		巻出し厚	盛土工に準拠 〔巻出し時〕		
		高さ	120m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
		締固め状況	盛土工に準拠 〔締固め時〕		
井桁ブロック工		設置状況、詰め石状況	120m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕		
		裏込め厚さ	120m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕		
		高さ、法勾配、法長	200m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
	ブロック積工 石積	積み状況、打設状況	40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕		
裏込め厚		120m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工中〕			
法勾配		40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕			
法長		40m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕			
かご工	かご工	高さ	200m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
		幅	200m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
		延長	200m又は1施工箇所毎に1回以上 〔施工後〕		
排水施設工	ボックスカルバート	勾配	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕		
		延長	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕		
		高さ、幅、厚さ	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕		
	コンクリート管渠 プレキャストカルバート コルゲートパイプ 合成樹脂管	延長	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕	*高さ、幅は基礎工	
		勾配	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕		
		高さ、幅	測定箇所毎に1回以上 〔施工後、埋戻し前〕		

工種		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
排水施設工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (I型側溝) (自由勾配側溝)	勾配	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
		高さ、幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ)	勾配	120m又は1施工箇所につき2回 〔巻立前〕	
		高さ、幅	120m又は1施工箇所につき2回 〔巻立前〕	
	表掘側溝	高さ、幅	測定箇所毎につき1回以上 〔施工後〕	
	隠暗渠工	幅、高さ、延長	120m又は1施工箇所毎につき1回 〔埋戻し前〕	
集水外溜外	高さ、厚さ、幅	1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕		
緑化工	筋工 (丸太筋工を除く)	設置状況	3段毎につき1回以上 〔施工中〕	
		幅	40mにつき1回以上又は1施工箇所毎 〔施工後〕	
	植栽工	植え付け状況	樹種毎、箇所毎につき1回以上 〔施工中〕	
土工	切取工	土質等の判別	土質、岩質が変わる毎につき1回以上 〔掘削中〕	
		法勾配	1施工箇所につき1回以上 〔掘削後〕	
土工	盛土工	巻出し厚	1施工箇所につき1回以上 〔巻出し時〕	締固め状況は、転圧高さが分かるように撮影 太陽光発電施設の場合、1haあたり1箇所以上とし、周辺状況もわかるよう撮影
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎につき1回以上 〔締固め時〕	
		法勾配	1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	
		ステップ幅	1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	
道路土工	切取工	土質等の判別	土質、岩質が変わる毎につき1回以上 〔掘削中〕	
		法長、幅、法勾配	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔掘削後〕	
	路体盛土工 路床盛土工 残土処理工	巻出し厚	200mにつき1回以上 〔巻出し時〕	
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎につき1回以上 〔締固め時〕	
		法長、法勾配	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	
		幅	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	